

パレスチナ問題における解決案の行き詰まり

在ヨルダン・パレスチナ知識人の言説を通じて

ハディ ハーニ

The Impasse on Solutions for the Israeli–Palestinian Conflict Through the Discourses of Palestinian Intellectuals in Jordan

ABDELHADI, Hani

Peace talks on the Israeli–Palestinian conflict assume the premise of the two-state solution. However, the Oslo Accords resulted in a de facto failure, and peace talks have not progressed since the early 2000s. Therefore, some intellectuals suggest the improbability of the two-state solution, and as an alternative, the one-state solution has been attracting attention mainly from intellectuals in Europe and the United States. However, the occupied Palestinian territories, Jordan, Lebanon, and Israel, have not increased their support for the one-state solution. Moreover, polls indicate that majority of the Palestinians prefer the two-state solution. Therefore, the two-state solution remains the main premise of peace talks. Why does the two-state solution continue to have mainstream appeal despite its limitations and the deadlock in the peace process? This paper focuses on this contradictory situation.

Many previous studies on the suggested solutions for the conflict, especially the two-state and one-state solutions, are based on political methodologies. Thus, these works mainly focus on the issue's theoretical aspects and examine the feasibility of these solutions on the basis of the situation on the ground. However, these studies have not examined the social aspect, such as how Palestinian society perceives the propositions. Therefore, the current research adopts a sociological approach and focuses on the Palestinians' perception of these solutions. Discourse analysis and qualitative unstructured interviews were conducted with three Palestinian intellectuals in Jordan, concerning Jordan's neutral political position.

This study reveals the Palestinians' perception of the existing proposals and why these proposals may be viewed as being unfavorable and unfeasible. Furthermore, this paper suggests the reason why the two-state solution continues to be a premise for peace talks. Finally, it describes how the collective psyche of the Palestinians is caught in a certain normative system which

Keywords: The Israeli–Palestinian Conflict, Proposed Solutions, Discourse Analysis, Intellectual, Diaspora

キーワード: パレスチナ問題, 解決案, 言説分析, 知識人, ディアスポラ



mainly consists of the concept of national self-determination and regional sovereignty, and how it results in their inflexibility in considering alternative solutions for the conflict.

はじめに

問題の所在

先行研究における解決案

分析視点と研究手法

第1章 二国家案に対する認識

第2章 一国家案に対する認識

第3章 アクターに対する認識と「解決」の意味

第4章 見出される規範と脱構築に向けて
おわりに

資料：インタビュー全文

はじめに

問題の所在

本稿では、パレスチナ問題における「解決案」を扱う。これは、主に二国家案や一国家案（その他には連合・連邦制案などがある）といった、同問題を解決するために提案された案を指す語として用いる¹⁾。より具体的には、現状のイスラエルという国家とパレスチナという政治主体²⁾がいかなる利害調整ないし手順によって、将来的にいかなる国家を形成すべきかを提案するものである。中にはオスロ合意のように具体的な和平プロセスにおいて議論され、実際にその一部が実行にうつされた案から、非常に抽象的で具体性を欠く構想レベルの提案に至るまで、広範な対象を包括している。

錦田は、これを「最終的な国家のあり方」あるいは「国家像」という語を用いて表現し

ている（錦田 2012）。この語には単に和平交渉における政治的解決の手順と内容という意味に加えて、主にユダヤ人とパレスチナ人にとってのネーションとしての将来的な在り方といった含意がある。本稿ではあくまでネーションとしての在り方のレベルまでは扱わず、政治的な和平提案としての解決案について議論するとどめるために、より限定性の高い「解決案」の語を用いている。

これまで、どの解決案がより合理的、あるいは倫理的な解決を描いているのかについて長らく議論が続けられてきたが、その中でも主要な案は、二国家案と一国家案である。詳しくは後述するが、一般的に二国家案とは、イスラエルとパレスチナという二つの国家をそれぞれ独立に並列して成立させるという方針である（錦田 2012: 40）。また一国家案とは、歴史的パレスチナ³⁾全域において、ユダヤ人かパレスチナ人かを問わず構成員となる

-
- 1) 英語の先行研究においては Solution の語が一般的に用いられる。この語自体には日本語における「案」の意は含まれないが、先行研究での用いられ方を踏まえ、本稿では両者を同義のものとして用いる。
 - 2) パレスチナは独立を自称しているが、外国による国家承認は限定的であり、またイスラエルによる占領下にあるためにその主権も限定的である。以上を考慮し、パレスチナについては国家とは表現せず単に政治主体とした。ただし国連においては 2012 年 11 月にオブザーバー機構からオブザーバー国家に格上げされている。なおイスラエルに関しても中東・北アフリカを中心としてこれを国家承認していない諸国がみられるが、パレスチナの場合などと比較して広範に国家承認されていることや、主権の行使といった観点から、国家と表現している。
 - 3) 一般的には、現在のパレスチナ自治区（ヨルダン川西岸地区とガザ地区）に現イスラエル領を加えた土地全体を指す。

ことができる単一国家を形成するという考え
方である⁴⁾。

パレスチナ問題に関心を持つ知識人らの間
では二国家案の非現実性に対する批判と見直
しの動きがあり、代替案としての一国家案に
ついての議論も活発化している。しかしなが
ら実際の和平プロセスにおいては、いまだに
二国家案に基づくものだけが提示され続けて
おり、一国家案を含むオルタナティブが公式
に検討された例は一度もない。すなわち学術
レベルでは一国家案と二国家案に関する論争
は平行線上にある（後述）と言えるのである
が、政治レベルでは二国家案が主流となり続
けている。本稿ではこのように学術的議論と
政治的動向が整合しない状況に注目する。ま
た本稿は、パレスチナ問題における諸解決案
の内容そのものではなく、むしろそれに関する
議論の展開という側面に焦点を当てている。
このために本稿では、ヨルダンのパレスチ
ナ知識人らに対するインタビュー結果⁵⁾を
手掛かりとし、彼らの認識や論理を分析しな
がら、その背後に見いだされる価値や規範の
体系⁶⁾、またそのイデオロギー性についての
考察を加えた。これにより本稿は、既存の諸
解決案の現実性や、二国家案が主流である背
景について明らかにしながら、解決案に関す
る今後の議論の方向性について検討するもの
である。

先行研究における解決案

解決案に関する先行研究は政治学的視点に
よるものが中心で、次いで歴史学的なもの
が存在する。これらは既存の解決案それ自体が

持つ理念や具体的内容を、地域の状況や政治
的文脈と照らし合わせ、その合理性や実現可
能性について論じてきた。また、近年ではそ
うした議論の歴史的過程に着目するものもあ
る。これらは、オスロ合意や米ブッシュ大統
領（ジュニア）によるロードマップなどに代
表される二国家案が事実上失敗したことを
受け、2000年代前半に特に活発化してきた。
ここでまず、先行研究を振り返りながら主流
な二国家案と一国家案の考え方について整理
しておきたい。

二国家案には定義、あるいは定説と呼べる
ものは存在しておらず、「二国家案」の語自
体には、歴史的パレスチナ（地中海沿岸から
ヨルダン川までの地域）をイスラエルとパレ
スチナという二つの国家によって分割する
という考え方を指す以上の含意は無いといえ
る（Rumley and Tibon 2015）。既存の個別
具体的な和平提案として「二国家案」という
語が用いられるのではなく、複数の個別具体
的な案に共通する方針、あるいはアイデア
を指して言及しているにすぎない。二国家案
は委任統治時代のイギリス政府の提案（1937
年に発表されたピール委員会による分割案な
ど。最終的には実行されなかった）にはじま
り、国連分割決議やオスロ合意などに代表さ
れ、和平プロセスが停滞している現在に至っ
てもなお、国際社会に共有された建前となっ
ている（早尾 2008: 278-279）。

現代において議論されるその主な内容は、
1990年代以降に政治的和平交渉において言
及されるようになった所謂「最終地位交渉」
に含まれる項目に沿って理解することができ

-
- 4) 本稿では、個別具体的な提案としての解決案（例えばオスロ合意やロードマップ提案など）ではなく、それらの原則として位置付けられる枠組み（つまりここでいう二国家案や一国家案）として解決案という語を用いている。
 - 5) なお、インタビュー結果の本文については、文末に資料として添付した。
 - 6) 社会学において価値とは、「行為の方法、手段、目的の選択にあたって影響を与える望ましいものにかんして、個人または集団のいだいている概念」などと定義される。また規範とは、「社会的状況において成員の行為が同調を要求される一定の標準または理想（当為命題）のこと」を指す。このとき価値は規範の中心的な要素をなす（北川 et al. 1984: 208）。これに関して具体的に本稿が注目するのは、パレスチナ問題の解決はどのようにあるべきか、あるいはどう行動すべきか、といった規範的思考についてである。

る。中でも最重要の内容とは、将来のパレスチナ国家とイスラエルとの最終的な境界線が歴史的パレスチナのどこかに引かれることになる、という点である。これには当然、エルサレムがどちらに帰属することとなるか、という問題も含まれる。具体的な境界線の有力なアイディアとしては、1967年の第三次中東戦争以前の境界線がある（国連安保理決議242号においては、曖昧ながらこの境界線外の地域に相当する占領地からイスラエルが撤退することが求められた）が、現占領地内に存在するユダヤ人入植地とその移動・退去の困難などの要因が重なった結果、現在では境界線の引き直しも検討されており、土地交換（ランド・スワップ）の可能性も考慮されている。しかしその最終地位交渉がこれまでほぼ失敗に終わってきたことにも表れているように、それ以上の内容については具体的なアイディアが固まっていない。だが、二国家案が実現したと仮定した場合には、一定数のパレスチナ人難民が、難民キャンプから新しいパレスチナ国家へと再定住することが考え得る。しかし、500万人を超える難民を再定住させることが可能であるか、またイスラエル領となってしまった地域に帰還することが困難となる懸念なども当然考えられる。他にも、潤沢とは言えない水資源の管理という問題においても、物理的分割を前提とする場合には必然的に困難が生じる。

一方の一国家案についても、その内容には定説と呼べるものは存在しない。本来この考え方は、かつての文化シオニストら（アハド・ハアムに始まり、ユダ・マグネスやマルティン・ブーバーなど）が展開していた考え方であったが、その後、文化シオニズムが政治シオニズムとの覇権争いに敗れると、広義のシオニズム運動においてはほぼ忘却されることとなる（早尾2008）。パレスチナ側

においても、PLOが1960年代から主唱しており、初期には反植民地主義的な解放の理論に則って展開されてきた。しかしこちらも、1988年のパレスチナ独立宣言に端を発した⁷⁾二国家案の主流化に伴って、一時は政治の表舞台からは忘れ去られる（Ghanim 2016）。Ghanimによれば、かつての一国家案は積極的な植民地主義からの脱却と民主主義の理念に則った世俗的な多民族国家を構想するものであったが、二国家案の主流化と失敗を経た後の一国家案（2000年代以降）は、そのように積極的なものというよりは、むしろオスロ合意の失敗による二国家案の限界を目の当たりにした結果として、当初はいわば消極的な代替案として再注目を集めることとなった。そうしたオスロ合意への批判としての一国家案に言及した先駆けとして重要だったのは、エドワード・サイードの主張である（Said 1999）。その後、比較的体系化された議論を行ったTilleyなども、占領地に無数に存在し移動不可能となったユダヤ人入植地の存在を第一に取り上げながら、一国家案は「魅力的な理念」なのではなく「不可避の選択肢」として説明している（Tilley 2010）。

2007年以降には、特に5つの学術会議が連続して開催されたことを機に、次第に具体性を増していることが観察できる。2007年6月にはおそらく世界でも初めての試みとして、「イスラエル／パレスチナ：ひとつの国」と題した会議がマドリッドで開催され、同年12月には、ロンドンでも類似した会議が開催された後、「一国家宣言」と名付けられた声明が発表されている（Fāris 2012）。この宣言はその後の一国家案の宣揚運動においてマニフェストとしての地位を占めており、和解と正義に基づいた恒久的な一国家解決実現のための論理的な基礎であると説明されている（The Electronic Intifada 2007）。

7) 宣言においては、1967年占領地からの撤退がイスラエルに求められている。この表現は同時に、「イスラエルが1948年占領地を領有している」ことを事実として認めたことになり、その後のオスロ合意を始めた二国家案の主流化に向かうこととなった。

宣言に述べられた内容を要約すれば、一国家案においては歴史的パレスチナ全土が統一され、居住する全ての人々⁸⁾が平等な市民権を獲得する。難民問題は国連安保理決議 194号 (1948年) を基にした帰化あるいは補償による対応がなされる。難民の帰還が困難であるという主張は根強いが、歴史的パレスチナが約 500 万人の難民を収容・再定住させ、一国家を実現することは十分に可能であるとする議論もある (Abū Sitta 2012)。また宣言には述べられていないものの、このマニフェストに則ればエルサレムは共同統治下に置かれるなどし、天然資源の対等な配分なども見込めると考えられている。すでに存在する入植地の処遇については保持や解体など諸説あるが、パレスチナ人にも現在のイスラエル領に居住する権利が生じると予想している。かつて PLO が主唱した二民族国家案は、端的に言えばパレスチナ人による軍事的・政治的支配を前提とした平等実現と紛争の解消を謳うものであったが、現在の一国家案の論者は上記の合理性に加え、民族や宗教の差異による差別や排他性を明確に拒絶し、両民族の心理的和解という価値への立脚と、高い倫理性をも強調しており、リベラルな思想的背景を反映しているものといえる。したがって、「不可避の選択肢」としての一国家案はより積極的な理念としての側面を含むようになってきているといえ、さらにかつての PLO の発想と比較しても、両者の「積極性」には大きな方向性の違いがあることがわかる。

とはいえ、現在の一国家案は具体的な内容を持つ提案というより依然、二国家案に対する批判ないしはアンチテーゼとしての性格が

強い。特に入植地の増加や、これに伴う分断といった現状を鑑みて、二国家案の実現は不可能であるとする議論や、同時にその代案として一国家案の合理性を指摘する議論が多数出現している (Abunimah 2007; Fāris 2012; Farsakh 2013; Ghanem 2007; Habib 2016; Hilal 2007; Karmi 2008; Tilley 2010 など)。さらにその理念的側面として、一国家案の実現にとっての障害であるシオニズムと「ユダヤ人国家」の概念に対する批判的検討も行われている (Judt 2003; Warschawski 2004)。

しかし反対に、二国家案を相対的に支持し、同時に一国家案に否定的な議論もいまだに多い。一国家案に対しては世論においても支持がほとんど見られず、拡大する見込みもない事実や、単純にその実行は非現実的であること、また一国家実現による更なる衝突拡大への危惧などの指摘が行われている (Arnaud 2003; Avnery 1999; Baraka 2005; Schenker 2014; Shikaki 2012; Roi 2013; Tamari 2000; Unger 2002 など)。加えてユダヤ人国家の実現を目指すシオニズムと、そのシオニズムが支配的でありかつ軍事的強者であるイスラエルの方針を正面から否定することは困難かつ非現実的であり、妥協策としての二国家案において双方が民族自決を実現するしかないという論調も根強い。政治的な和平交渉において唯一組上に載ったのが二国家案であることの重要性も指摘される (Liel 2017)。

他にも、折衷案としての連邦あるいは連合案を支持する議論 (Avesar 2007; Elazar 1991; Hirschfeld 2016) や、既存の主流意見とは異なる提案を行う議論もある⁹⁾。これらの蓄積と複雑化に伴って、解決案に関する議

8) 宣言では、「歴史的パレスチナは、宗教や人種、出身国や現在の市民権の状況にかかわらず、(歴史的パレスチナにおける) 全ての居住者、あるいは 1948 年以降そこから追放された者」(all who live in it and to those who were expelled or exiled from it since 1948, regardless of religion, ethnicity, national origin or current citizenship status) にその権利があると述べられている (The Electronic Intifada 2007)。

9) 例えば Clarke (2009) は、バングラデシュとパキスタンがインドからそれぞれ独立した過程に触れながら、イスラエル・ヨルダン川西岸地区・ガザ地区のそれぞれを国家として樹立させる「三国家案」を提案している。Ferrero (2014) もまた、「2+1 国家案」を提案しており、Clarke の議

論の通時的展開を扱う研究 (Ghanim 2016; Hermann 2005; Morris 2009; Zurayq 2014) や、近年の議論動向を俯瞰的に整理、紹介するものもみられるようになった (Ghanem 2009; 錦田 2012)。いずれにせよ、どの案が最も妥当かという点については、2010年代に入って以降も決定的な議論は存在せず、とりわけ一国家案と二国家案に関する論争は平行線上にあるといえる。しかし先述の通り、実際の和平交渉においては二国家案のみが議論の対象となってきたのである。

分析視点と研究方法

歴史を扱う研究を除けば、解決案に関する先行研究は概して解決案の内容を直接的に分析し、その有効性や現実性に最大の関心を払っている。これらの研究を参照する限りでは、二国家案も一国家案もそれぞれに一定の正当性を持つようにも見えるが、政治的な和平交渉の舞台においては二国家案が主流であり続けている。さらに言えば、世論調査 (後述) においては二国家案も半数ほどしか支持を得ておらず、一国家案の支持率も低迷している。

この状況において、パレスチナ人たちは「解決案」と呼ばれるものについてどのような認識を持っているのか。なぜ二国家案は和平交渉の前提であり続けるのか。そしてこの2つの解決案に代わるオルタナティブは存在するのか。こうした状況を理解するためのプロセスとして、諸解決案が当事者¹⁰⁾たちの間でどのように受け入れられているか、ということを経済学的なアプローチで包括的に明らかにしていく必要があると考えられるが、現状は十分な研究がなされているとはいえない。世論調査結果などから、誰がどの案を支持しているかといった結果については触れられるようになったものの、その選択のプロセスや背景については議論が不十分である。

とはいえ解決案を扱う先行研究の一部は紛争の当事者によるものであるため、そこから断片的に彼らの意識を窺い知ることはできる。これらを参照する限り、それぞれの解決案の支持者にはいくつかの傾向があることが読み取れる。例えば一国家案に好意的な研究の多くは、中東以外に居住するディアスポラ¹¹⁾のパレスチナ人やユダヤ系外国人、もしくはそのいずれでもない外国人によるもの

↗ 論に近似している。さらに Inbar (2009) はリージョナル・アプローチと題した提案を行っているが、これも上記の三国家案に類似する。また Deets (2017) は非常に抽象的ながら「非領域的ガバナンス」との語を用いて、領土分割ではなく (宗教的・社会的共同体を単位とした) 機能的分割に基づくガバナンス形成を提案した。Witkin (2011) の議論も Deets に類似しているが、「分散型国民国家システム」と題し、領域と国家の対応関係ではなく、特定の人々と国家の対応関係に基づくガバナンスの在り方を提案している。Yorke (1990) は、二国家案を基調としつつ、国際監視軍を配備することでその履行を強制・促進するというアイデアを提示している。

10) 本稿では、パレスチナ問題の主要な紛争当事者について、居住地を問わず、ユダヤ人とパレスチナ人と客観的に判断できる人々の総体として捉える。ここでいう「ユダヤ人」は (その定義については多くの議論があるが) イスラエルの帰還法における「ユダヤ人の母から生まれた者、もしくはユダヤ教に改宗し他の宗教を一切信じない物」という定義に依る。また「パレスチナ人」の定義はパレスチナ国民憲章 (1968年) における「退去させられたか、残留したかにかかわらず、1948年まで (歴史的) パレスチナに定住していたアラブ系市民のことを指す。また1948年以降であっても、パレスチナの内外にかかわらず、パレスチナ人の父から生まれた者はみなパレスチナ人である」との定義に依る (なお、本稿が扱うインフォーマントは全てこの定義に該当する)。上記のいずれにも該当しない者であっても、問題の国際的広がりとともに広義の (間接的) 当事者とみなし得る場合があるが、本稿においては分析の便宜上、主要な当事者としては扱わない。

11) ヨルダン在住のディアスポラのパレスチナ人に関する研究を行った錦田は、「ディアスポラのパレスチナ人」を「離散の時期や状況にかかわらず、故郷であるパレスチナを離れて現在は他の場所で生活しており、自由意志による帰還が困難な人々」と定義しており、1948年に発生した「難民」や1967年に発生した「避難民」などもすべて包括する語として使用している (錦田 2011: 28-29)。一方の「難民」という語は、例えば難民条約においては「人種や宗教、国籍、政治的な意見な ↗

となっている。また後述の「一国家宣言」に対しても、67名の個人と2つの組織による署名がなされており、このうちパレスチナ系であるとの確認が取れるのは25名だが、さらにこのうちイスラエルかパレスチナ自治区に居住するのは9人とどまっている。

イスラエルやパレスチナ自治区での状況についてはというと、例えば2016年4月にパレスチナ自治区で行われた世論調査では、二国家案に対する支持が51パーセント、反対が48パーセント（PCPSR 2016）であるのに対し、一国家案については支持が29パーセント、反対が70パーセントとなっており、二国家案に対する支持率が一国家案の支持率を大幅に上回っている¹²⁾。知識人層でも、例えば西岸地区を拠点とする調査機関代表のハリール・シカーキーや、パレスチナ系イスラエル市民でクネセット（イスラエル議会）メンバーでもあるムハンマド・バラカなどが一国家案の非現実性を指摘しつつ、二国家案実現の必要性を主張している（Baraka 2005; Shikaki 2012）。

総合してみると、一国家案支持の論調は欧米など中東以外に居住するディアスポラのパレスチナ人において勢いを得つつあるものの、現地での論調とは少なからず乖離している状況があると考えられる。

当然例外もあるものの、この傾向は各々の居住地における社会的、政治的状況の差異による影響を示唆している。ディアスポラと占領地では生活状況や言論空間における自由度、交流機会などの面で明らかに相違があるが、これが解決案に対する見解の相違を生み出していると考えられる。

しかしながら、これらの傾向からは、ディアスポラのパレスチナ人の中でも、欧米ではなく、人口においては大きなプレゼンスを持つヨルダン在住者の意識が捨象されてしまっている（難民キャンプ住民についても同様）。これらの地域から出版・刊行された解決案に関する研究は相対的に少数であり、同時に各地のパレスチナ人を対象とした世論調査なども積極的に行われていない。この背景としては、錦田が指摘したように、先行研究においてはレバノンやシリアにおける難民や、自治区住民に関する調査・研究が中心で、ヨルダンにおいては特に質的な研究が概して敬遠されてきたという状況がある（錦田 2010: 27）。ヨルダン大学のCSS（戦略研究所）によれば、それはこのテーマが「非常にセンシティブであり、公共の場においてはほとんど語られることのない」内容であるからと指摘している（CSS 1996: 3）。これについて錦田も、ヨルダン政府がパレスチナ人らを国民として統合しようとする中、その分裂要素であるパレスチナ性に注目する調査が国民の分断を煽るとみなされ歓迎されないのではないかと推察している（錦田 2010: 27）。

しかし解決案の今後を検討するためには、当事者であるパレスチナ人の意識を包括的に把握することが急務であり、そのためにはそれぞれの位置付けに注意しながら、それぞれの地域について状況を把握していくべきであると思われる。

こうした状況を受けて本研究では、ヨルダンに在住するパレスチナ知識人を対象とする調査を行った。ヨルダンは、その人口の半数とも7割とも言われる数がパレスチナ系（錦

ノドを理由に、迫害を受ける恐れがあるとして国外に逃れた人」と定義されており、上記のディアスポラの定義とも重複する点が多い。しかしながら本稿では、「難民」の語を使用する場合には、難民化した当時の状況を基準とするのではなく、現在の難民キャンプ住民に限定して用いる。このため、ディアスポラの語については、上記錦田の定義から難民キャンプ住民を除いた残りの方々として用いる。

12) なおイスラエルにおいても同様の世論調査結果が存在する。2017年の調査では、一国家案に対するイスラエルのユダヤ人の支持は、19パーセントのみであった。なお、二国家案に対しては、50パーセントが支持すると回答した（Hoffman 2017）。

田 2010: 16)¹³⁾とされる。また PCBS (パレスチナ中央統計局) によれば、2006 年時点では 277 万人のパレスチナ人がヨルダンに居住しているとしているため、同年のヨルダン人口 592 万人 (DOS 2006) の内、およそ 47 パーセントということになる。しかしながら、PCBS はこの数字を「最小数に基づく推計」としており、実際にはそれを超える人口が存在することは確実であると述べている (PCBS 2006)¹⁴⁾。これらに基づいて、ヨルダン人口の 5 割から 7 割として推計すると (PCBS は 2007 年以降上記と同様の推計を発表していないため)、2016 年におけるヨルダン人口 979 万人 (DOS 2016) の内、およそ 490 万人から 685 万人がパレスチナ系であると考えられ、世界でも有数の規模のパレスチナ人コミュニティとなっていることがわかる。イスラエルとヨルダンは 1994 年に和平条約を締結して以降、政府間レベルでの敵対関係は解消しており、ヨルダン住民はイスラエルによる軍事的占領はもろろんのこと、それに付随する実体的な抑圧をも被っていない。また両国は商業や貿易における関係を樹立しており、天然資源の共有にも積極的である。このように、政府間レベルではむしろパートナーシップの強化が模索されているといえるが、国王は国内のパレスチナ系市民に配慮して度々パレスチナ人への連帯を表明するなど、国家、あるいは政府としてのヨルダンの立場は二面性を持っている。

一方、市民レベルでは、ヨルダンでも定

期的に反イスラエルデモなどが行われる状況を見ると、国民感情としては、イスラエルに好意的とはいき切れない面がある。しかし 2017 年にヨルダン国内で行われた世論調査結果によれば、ヨルダン国民¹⁵⁾ の 85 パーセントが「パレスチナ問題の和平交渉において両者がより穏健な立場となるべく、インセンティブを与える役回りをアラブ諸国が演じるべき」と回答し、33 パーセントが「アラブ諸国はイスラエルとテクノロジーや対テロ、対イラン政策において協力すべき」と答え、87 パーセントが (パレスチナ問題を含む) 外交問題よりも内政を重視すると回答し、「諸外国との関係強化において重視すべき国はどれか」との質問には、最も多い 58 パーセントがアメリカと回答した。評者はこれらの結果について「驚くほど穏健なもの」としている (Pollock 2017)。このように、ヨルダンでは政府の立場に加えて世論においても、反イスラエ尔的とも親イスラエ尔的とも、あるいは反パレスチナのとも親パレスチナのとも言い切れない立場であることがわかる。

入植地や分離壁、また軍事的・経済的にも常に何らかの抑圧にさらされながら生活を営む占領下住民の状況を考えると、世論調査 (PCPSR 2016) からも明らかのように、イスラエルとの分離を志向して二国家案に傾くのは自然ともいえる。他方で、抑圧的な生活とは一線を画す環境で暮らし、ユダヤ人との交流機会を持つこともある欧米ディアスポラにおいては、比較的リベラルな言論環境を反

13) ヨルダン政府としてはパレスチナ人も同一の国民として位置付け、その統合を図る立場であることを反映して、公式の統計上でパレスチナ人に限定した人口比が示されることは通常ない。なお、日本の外務省の認識においても、国民の 7 割以上がパレスチナ系であるとされている (外務省 2018)。

14) 他にも北澤 (1995: 73) は、60~65 パーセント (1950~60 年代の人口調査に基づく) という数値や、1985 年時点で 40 パーセント未満 (1970 年代末の人口・住宅調査と内務省の資料に基づく) といった数値を紹介している。また Gandolfo (2012: 23) は、およそ 60 パーセントであるとしている。

15) この調査は「ヨルダン国民」を対象としているため、全ての回答者が (定義に当てはまる) パレスチナ人というわけではないことに注意が必要である。しかしながら同調査は方法論としては地理的確率標本抽出 (標本数=1000) に倣っており、標本抽出においては少なくとも出自や自己同定によるバイアスは限りなく低く、したがって大きな偏り無くパレスチナ人の意志についても反映されていると考えられる。

映してか、先述の通り一国家案支持の論調が多くみられる。このような自治区と欧米におけるパレスチナ人の意識を両極と捉え、ヨルダンの位置付けを改めて考慮すると、およそ中間に位置していると推察される。つまり、分離を志向するのではなく、安易に共存を支持するのではない、第三極としての見解が醸成されているのではないかと考えられる。

両極端の意見を参照するのみでは現実的な妥協点や折衷を探ることは難しいが、この文脈において在ヨルダンのディアスポラに注目することは、今後について考えるヒントとなり得るだろう。先行研究が彼らにあまり関心を払ってこなかったということも加えて考慮されるべきである。錦田（2010）をはじめ、Brand（1995）やGandolfo（2012）など、ヨルダンのパレスチナ人に着目した研究は複数存在しているが、これらが主眼を置いているのは、彼らがパレスチナ人としてのアイデンティティを持ちながらヨルダン国民として暮らすことで直面するアイデンティティ・クライシスについてであり、本稿で扱う解決案や、具体的な政治的解決に関する意識についての検討はほとんど行われていない。

また、本稿はパレスチナ人側の視点に着目している。これは、解決案に関する先行研究の多くは、イスラエル側とパレスチナ側のどちらの視点に立って問題を眺めているのかを必ずしも明確にしておらず、両者の非対称性を捨象してしまっている点を反映している。パレスチナ問題の主体間の関係性について振り返ると、基本的にパレスチナ側はイスラエルに対して譲歩を求める立場となっており、一方のイスラエル側は米との事実上の同盟関係も相まって軍事的にも政治的にも「強者」であり、譲歩を期待される立場だということがわかる。このことについては臼杵も、パレスチナとイスラエルは基本的に弱者と強者、

すなわち非対称的な関係にあることを指摘している（コンシャープク&アラミー 2011: 259–275, 監訳者の臼杵による「解題」より）。先行研究では公平性や客観性の観点から、この関係性を明示せず各主体を対等に並べる場合があるが、問題の本質のひとつはイスラエル建国と共にパレスチナ人が難民化し、自らの国家を持たない存在に押し込められたことにある。すなわち両者を対等に位置付けることは必ずしも客観的、あるいは公平とは言えない。

当然、問題の将来を考える際には、もう一方の当事者であるユダヤ人側の声にも耳を傾ける必要がある。しかし以上のように、非対称的な関係性を捨象したまま両者の主張を並列に考慮することは公平ではなく、パレスチナ人側の視点が比較的重要になると考える。

以上から、本稿ではパレスチナ側の視点に立って、解決案に関する検討を行う。本稿に先立って、2016年9月に、ヨルダンに居住するパレスチナ知識人を対象とした調査を実施した（詳細な日時や場所については各インフォーマントに関する注内に記載した）。なおパレスチナ知識人とは、パレスチナ人の政治家、名望家、宗教指導者、学者、専門家などが含まれる広範な集団として扱う。パレスチナ民族評議会（以下PNC）¹⁶⁾への参加や、ヨルダン議会の議員として活動する場合もあり、パレスチナ問題に関する種々の意思決定プロセスに直接的、間接的な影響を及ぼしている。加えて本稿が扱うインフォーマントは、多くのテレビ番組出演経験やアラビア語著作を持ち、ヨルダンにおけるパレスチナ問題に関する論客として広範に認知されている人物であり、その意味で世論形成に対する一定の影響が認められる。以上の背景から本稿では、彼らを解決案の議論展開における中心

16) PLOにおける国会に相当し、難民やディアスポラを含む全パレスチナ人を代表する。一方PLCは、PAの立法府であり、PNCとPLCは包括性や指揮系統が異なる。しかしながら、PLCメンバーは自動的にPNCのメンバーとなるなど、重複する部分も多い。

的アクターとして、また同地のパレスチナ人世論において一定の代表性を持つものとして捉える。

また先行研究の課題を踏まえ、本研究は手法としてインタビューを実施した。調査対象は、学者、政治家、専門家として著名な知識人3名である。調査ではインフォーマントの母語であるアラビア語を用い、なるべく率直な意見や、感情的な表現などが引き出されることを狙って、会話の流れを重視する非構造化インタビューの形式をとった。また、インタビュアーである筆者がパレスチナ人（と日本人）の血を引き、アラビア語を話すムスリムであるという3つの側面で共通点を持った当事者（あるいはネイティブ）としての側面を持つことも本調査の特徴である。

こうした調査の方法はネイティブ・エスノグラフィーとして理論化がなされてきており（Jones 1970; Cerroni-Long 2009）、特に調査者と被調査者の共通点を基に、ラポール（信頼関係）形成において有効であることが指摘されている。インフォーマントの発言が研究者（あるいは観察者）としてのインタビューに対する、紛争当事者としてのインフォーマントという不均等な権力関係の緩和につながり¹⁷⁾、先述の通りセンシティブな話題においても、率直な発言を得る要因となると考えられる。

しかしながら、ネイティブ・エスノグラフィーに対しては、「誰がネイティブか」ということを客観的には定義しにくいという問題が指摘されている。本調査においても、筆者はインフォーマントとの共通点を複数持っているが、同時に差異も持っている（国籍や生育環境の違い等）。その点で、完全に同質な「ネイティブ」として理解することはできない。他にもこの手法に対しては、非ネイティブだからこその視点にも目を向ける必要性が

否定されるわけではないといったことも指摘されており、当然ネイティブの立場を特権化すべきではない（藤田&北村 2013: 68-73）。少なくとも本稿では、純粋な非ネイティブの立場から行う調査と比較して、ラポール形成の点で優位性を持っているということは指摘できる。

またインタビューは非構造化形式をとったため、インタビューでは厳密に統一された質問項目を用意していないが、内容の軸となったのは、諸解決案に対する認識について、またパレスチナ問題の解決というテーマをどのように捉えるか、といったことであった。またそれらを提唱したり実行したりする立場にある主要アクターについての意識や、個人的な感情についても、会話の流れに応じて質問を行った。またインタビュー結果と共に、各インフォーマントの意識の位置付けがより明確になるようそれぞれの著書や経歴などに対する分析も加えながら、各解決案が在ヨルダン・パレスチナ知識人の中でどのように受け止められているか検討する。

最終的にインタビューの結果を用いながら、彼らの発言と意識の背景について、言説分析の観点から検討を加え、パレスチナ問題の解決に関する今後の議論にとって有用と思われる論点を抽出したい。

第1章 二国家案に対する認識

多くの先行研究がその実現に懐疑的でありながら、オスロ合意の破綻以降も政治的文脈においては主流であり続ける二国家案だが、ヨルダン在住のパレスチナ知識人はこれをどう見るのか。インタビューから読み取れる共通して最も重要な点は、彼らは二国家案を必ずしも積極的に支持しているわけではなく、同時に、後述するように一国家案を支持する

17) 調査者がインフォーマントの思考や発言に与える影響については、文化人類学の分野で多くの議論がなされている（藤田&北村 2013）。ここではたとえば発言が観察者にとって所謂「体のよい」ものとなる可能性を相対的に減少させる効果などが期待される。

こともなかったということである。現実には、既存の解決案のいずれにも期待感を見いだせず、オルタナティブとなるイメージも不在である。

政治学者であり大学教授として活動してきたアフマド・ノーファル氏¹⁸⁾は、著書などではいずれの解決策に積極的に言及はしないまでも「占領された祖国が所有者に返還されるまで」抵抗は続けられるべきと述べており (Nawfal 2011: 833)、相対的に非妥協的な態度が見受けられるが、その立場は必ずしも一定ではないようである。同氏は以下のように語った。

[インタビュー直前の] ([]は筆者による補足、以下同じ) 2か月間、パレスチナに滞在していた。行くまでは、西岸地区とガザ地区をあわせて、エルサレムを首都とし、主権を持ったパレスチナ国家の樹立という考え方 [すなわち二国家解決] が求められると考えていた。しかし現実を見ると、これは不可能になってしまったと気づいた。(中略) 西岸地区に散在するこれらの入植地によって、パレスチナは、ガザと西岸の間だけでなく、西岸の町や村の間ですら、地理的連続性を失ったために、国家としての樹立は不可能となったのである。

二国家案の実現性については、「難しい」(ša'b) などといった弱い否定ではなく、「不可能」(mustahil) との語が度々用いられ、見解の強固さをうかがわせる。上記発言を筆頭に、インフォーマントからは、二国家案に

対する執着どころか、その有効性を積極的に認める見解はほとんど見出すことができなかった。研究機関所長のジャワード・アル＝ハマド氏¹⁹⁾も同様に、以下のように語った。

第一に、イスラエルは戦略として、パレスチナ国家がたとえ非武装化されたものになるとしても、それを認めていない。第二に、イスラエルが行った入植の結果、南アフリカのように、パレスチナはカントン(小郡)の寄せ集めと化した。そうした西岸やエルサレムの入植者たちとの包括的な干渉によって、現状のままではパレスチナ国家樹立、すなわち二国家案は不可能である。

ノーファル氏と同じく、「不可能」の語が使用されており、実現には懐疑的というより、ほぼ完全に可能性を否定する論調である。そして二国家案に否定的な理由として、第一に入植地問題が挙げられた。ヨルダン川西岸地区にイスラエル入植地が虫食いのように存在することにより地理的一体性を失ったパレスチナ自治区は、国家として樹立できないという議論が、全インフォーマントからなされている。先行研究にも共通しているが、インタビューにおいても同様に、和平の障害としての重要性が最も高いと認知されていることがうかがえる。

イスラエルの入植地に対する姿勢が変わらない限り、パレスチナの国家としての樹立は不可能との指摘もあった。調査研究機関の所長でジャーナリストでもあり、PNCメンバーでもあるガーズィー・アッ＝サアディー氏²⁰⁾

18) パリ第一大学とカイロ大学で政治学の博士号を取得したのち、現在までヨルダンに位置するヤルムーク大学で政治学部の教授を務める。パレスチナ問題に関する多くの論文や著作を持ち、政治問題のコメンテーターとしてのテレビ出演なども多数ある。意見は比較的穏健であり、既存著作においては二国家案への支持を基調としてきた。インタビューはアンマーンの同氏自宅にて2016年9月1日に実施した。

19) 1994年からアンマーンに位置するMESC (Middle East Study Center) の所長を務める。英ダラム大学にて修士号を取得した。パレスチナ問題や中東地域の国際関係に関する多くの著作があり、テレビ出演等も多数ある。インタビューはアンマーンの事務所にて2016年9月6日に実施した。

20) アンマーンに位置する「ダール・アル＝ジャリール」(「栄光の館」の意)の創設者であり、2017年に死去するまでその所長を務めた。同機関は1978年に創設され、以来パレスチナ問題に関

も、他のインフォーマントと同様に二国家案の可能性を低く評価しながら、入植地政策との関係について以下のように語った。

イスラエル側は西岸地区の土地の接収と、入植地の建設を止めることはなかった。これにより、パレスチナ国家建設と、それによる二国家解決を不可能にしてしまった。ネタニヤフ²¹⁾が言うには、入植地はイスラエルの土地に建てているという。つまり、そうした土地は「イスラエルの土地」だというのだ。結果的に、国際的正当性、国際法、それらすべてを無視した。私の考えでは、イスラエル政府の政策が原因となって、二国家案の可能性は非常に小さくなってしまっている。

サアディー氏は1937年に現イスラエル領のアッカで生まれ、1948年の第一次中東戦争を幼少期に目の当たりにし、イスラエル領内での抵抗運動への参加を理由に8年間の投獄を経て1970年代にヨルダンへ追放されている。激動の時代の経験を活かし、ヘブライ語からの翻訳やイスラエル・ユダヤ社会の分析を通じて「相手をよく知る」ことを実践した。経験の裏返しとしてか、著書『殺戮と諸行動 1936-1983：パレスチナにおけるシオニストのテロ文書より』などから伺える論調は決して穏和ではなく(As-Sa'di 1985)、イスラエルに対する妥協的発言は著作からもあまり見られない。しかしながら、他の2者とも共通して「不可能」との強い否定語が用いられ、二国家案の実現について強く否定的である。

サアディー氏が指摘した、入植地の建設に関するイスラエル側の立場は、レヴィ・コ

ミッション²²⁾の報告書(Levy Commission 2012)などに示されている。報告書は、イスラエルの占領と入植は国際法違反にはあたらないとしているが、これに対し国連安保理決議 2334号(2016年)では明確に反論がなされた。国連とイスラエルの見解が異なるのは、西岸地区に対するイスラエルの歴史的な関係性が認められるかどうか、という点においてであるが、この解釈の相違については両主張は平行線上のままである。いずれにせよ、入植活動は継続中である。

入植地は、これまでの和平交渉の前提となってきた物理的分割という原則に反することから非難の対象となっているが、エルサレムの地位についても度々言及がなされ、少なくとも東エルサレムをパレスチナの首都とすべきことについては本稿のインフォーマントとなった3者全員が一致し、その重要性をうかがわせる。エルサレム、特にその旧市街は、宗教的重要性も相まってイスラエルとパレスチナの両者が領有を強く主張している。第三次中東戦争以降、イスラエルが東エルサレムからの撤退を指示されているが占領と入植を続けた結果、人口動態的にも文化的にも、地域のアラブ的性質が次第に排除されていく「ユダヤ化」の問題が発生している。加えてアメリカやトルコをはじめとする中東内外の各国が、大使館移転や首都承認を巡って駆け引きを行うなど、国際政治上の影響も大きく、分割が特に困難になっている。二国家案が物理的な分割を原則とする以上、エルサレムの地位は常に争点となってきた。

ここまでの議論を振り返れば、インフォーマントの主張は二国家案に強く否定的であるが、これは先行研究において二国家案に否定

↗ する調査・研究の実施や関連書籍の出版等の活動を行っている。生前はPNCメンバーとしても活躍した。インタビューはアンマーンの事務所にて2016年9月7日に実施した。

21) ベンヤミン・ネタニヤフ(1949-)はテルアビブ生まれのユダヤ人であり、イスラエルの政治家、元軍人である。シオニズム右派政党で現在の最大勢力であるリクード党の党首であり、外相・財務省を歴任した後に首相となり、4度首相に当選している。

22) 西岸地区におけるイスラエルの入植活動に関する法的地位の検討委員会として、2012年にネタニヤフ首相が指名したもの。

的なものの見解とも大方一致している。

共通見解の他には、二国家案に対しては相対的にディアスポラや難民キャンプ住民からの反発が大きいという示唆もなされた。二国家案が実現された場合、イスラエル領となった地域へは、難民やディアスポラが帰還して元々あった住居などの財産を回復できる可能性が低くなるため、あるいは現イスラエル領に帰還できたとしても結果的に「イスラエル市民」とならざるを得ないことを心理的に受け入れられないためと考えられる。ノーファル氏は次のように述べている。

難民問題を犠牲にしたパレスチナ国家の樹立は〔大部分のパレスチナ人からは〕拒絶されている。私はパレスチナ国家の樹立を支持してはいるが、難民が犠牲となり、レバノンやシリア、ヨルダンにキャンプが残ったままであることは望まない。難民問題の解決は問題全体の解決に直結するものだ。難民〔の問題の解決〕無しで国家が樹立したとしても、それは暫定的な解決にすぎない。

これは、難民問題とはすなわちパレスチナ問題の最も中心的なイシューの一つであるという趣旨の発言であると読めるが、インタビュアーである筆者にとっても、また研究者の間でもおそらく異論はない、いわば「当たり前」の議論である。しかしだからこそ、ここで敢えて強調されていること自体が目につく。裏を返せば、当たり前のはずの問題が蔑ろにされているという認識を示唆しているためである。

これに関連する問題としては、オスロ・プロセスによってパレスチナ自治政府（以下PA）が発足したが、それ以降、選挙制度な

どの観点から見て、PLOのみを拠り所としてきた難民やディアスポラと比較すると、相対的に自治区住民の政治的影響力が増大したことが指摘できる。ノーファル氏が自身の論考でも指摘するように、自治政府の統率下にある有権者は当然自治区住民のみであり、結果として難民問題の優先度は低下し、国家樹立が先行して議論されるようになった(Nawfal 2011: 831-862)。インフォーマントらはディアスポラでもあり、そのため自身らの今後の地位にも関わる難民問題への対処を蔑ろにするような二国家案に対しては、消極的となっていると推察される。

難民問題はかつてのパレスチナ問題を構成する最も重要な問題の一つであったことは明らかであるが、上述の議論を受けては、現在のパレスチナ問題に構造的変化がみられることも示唆される。つまり解決のための論理それ自体が、国連による分割や停戦決議、そしてオスロやロードマップなどと時を経るにつれ「退化」してきたということである。例えば1948年の段階では、パレスチナ問題とは土地の収奪と難民の帰還という2つの争点によって構成され、係争地は歴史的パレスチナ全土であった。しかし、この本来の争点は次第に矮小化され、現在は難民問題がほぼ無視され、同時に交渉で扱われる「土地」の範囲は次第に狭まっている²³⁾。その裏で、占領や入植といった新たな問題が肥大化し続ける。経済や流通、水資源管理の問題なども同じく、かつては存在しない問題だった。こうしてパレスチナ人は、権利や自由という核心的争点に取り組む以前に、人道危機に脅かされることになった。ハマド氏は、この点について端的に「今日話題に上るのは占領の終結に関するもので、ナショナリズムや国家の希求といった問題ではないのだ。そうした議論は事

23) 国連安保理決議242号以降、争点は停戦ラインの内側だけとなり、その外側のイスラエル領の地位は事実上不問となった。さらにその後、オスロ合意が西岸地区を3区分(A・B・C地区)すると、その後の和平交渉が扱う争点は、A・B地区にどこまでの範囲を割り当てるか、という段階まで矮小化されている。

実上崩壊してしまった」と失意をあらわにした。換言すれば、パレスチナ人にとってのパレスチナ問題とは、「権利と自由のための闘争」から「明日の生き残りをかけた抵抗」へと矮小化されてきたのである。

以上のような理由から、インフォーマントらは共通して二国家案に否定的であったが、そうした見解と同時に、サアディー氏やハマド氏は「望ましい解決案とはなにか」と問われた際には国連安保理決議 242 号²⁴⁾ を取り上げ、西岸地区の全領域から入植者とイスラエル軍が撤退し、パレスチナ人の民族自決権の行使を保障しつつ、難民が帰還する²⁵⁾ ことのみが解決案だとした（ノーファル氏だけは、いずれかの案を明示的に選択することはなかった）。これは本心と矛盾するようにも思われるが、ハマド氏が「歴史的な経験と詳細な検討の中で、最後に残された選択肢が二国家案だ」と語るように、二国家案は和平交渉のテーブル上に載せられ、イスラエル側も数度にわたってそれを交渉の対象としてきた「実績」がかるうじてあることが、この見解の背景にある。しかしながら、すでに確認したようにその実現可否については強く否定的であることと併せて考えれば、彼らは二国家案を「支持している」というより、むしろ非常に消極的に「それ以外に縫えるものがない」といった認識であると推察される。

第 2 章 一国家案に対する認識

では、オルタナティブとして現在活発に議論されている一国家案についてはどうか。

既に述べた一国家案は、現状との隔たりに鑑みればラディカルではあるが、全く非現実

的というわけではなく、パレスチナ人にとってのメリットも存在する。このため、望ましい解決と捉える者が一定数存在することも理解できる。しかしながらインフォーマントらは、一国家案については二国家案よりも増して否定的な見解を示した。その最大の理由は、イスラエルがそれを絶対に拒絶するだろう、という認識である。ノーファル氏は次に指摘した。

イスラエルは現在も、そしてこれからもそれ [一国家案] を拒絶するだろう。彼らは人口動態を理解しており、南アフリカで起こったように、[もし一国家となれば] 将来的にはパレスチナ人側が公正を実現できるようになることを理解している。そのためネタニヤフ政権はパレスチナ国家樹立 [二国家案] も二民族一国家 (al-dawla thunā'iyā al-qawmiya) 案も拒絶しているのだ。

一国家案の実現については、(イスラエルなどが)「否定」(nafy) する、といった言葉ではなく、「拒絶」(rafḍ) など、一段階強い否定語が用いられていることが特徴的である。そしてその否定的な度合いは二国家案ともほぼ共通する。

またイスラエルが一国家案を拒絶する最も重要な理由としては、人口動態と国家の「ユダヤ性」の問題が挙げられた。現在、歴史的パレスチナ全体で民族ごとの人口を比較すると、ユダヤ人とパレスチナ人の人口はほぼ同数となる。だがパレスチナ中央統計局の予測によれば、2020 年までに、出生率の高いパレスチナ人の人口がユダヤ人の人口を上回る

24) おもに第三次中東戦争の戦後処理にあたって 1967 年 11 月 22 日に採択された。イスラエル軍の占領地からの撤退を求め、難民の権利の尊重などを確認している。

25) 難民の語には lajji' の語が使用された。この語は一般的には 1948 年難民を指し、1967 年避難民 (nāziḥ) とは区別される。しかしながら、「難民問題」といった語においてはその両方が意図されることがあり、インフォーマントの回答においても難民・避難民両方を意図していると考えられる。また、国連安保理決議 242 号を前提としていることから、帰還先としては、少なくとも西岸・ガザを意図していると考えられる。

(PCBS 2015)。この状況下で一国家案が実現すれば、イスラエルが非ユダヤ人によって民主的に「乗っ取られ」、ユダヤ人が少数派となる危険性がある。そのためイスラエルは一国家案を絶対に容認しない、という議論である (Talhami 2016: 475)。サアディー氏が「[一国家案は] イスラエルのユダヤ性を消滅させるものだ」と指摘するように、イスラエル社会でこのことは、イスラエルが「ユダヤ人の国」であること、すなわち国家のユダヤ性に対する危機として認識されており、パレスチナ側もイスラエルがそれを受け入れることはないという根強い認識がある。なおこの議論自体は新しいものではなく、1970年代頃から指摘され広く認知されてきた。

さらに一国家案は、実際の和平交渉などにおいて提示されてきた「実績」がなく、ユートピア論的で、かつ机上の空論であるという見解もみられた。ハマド氏によれば「一国家案はまだ『計画』(mashrū')ですらなく、単なる『アイデア』(fikra)にすぎない。しかも非常にエリート主義的なものだ」という。実際、イスラエルとパレスチナの議会や政党においては、一国家案が真剣に議論されることはまずなく、先述した通り世論も冷ややかである。

一部のパレスチナ人政治家などが一国家案に言及する場合もあるが、サアディー氏などの見方では、これはイスラエル政府に対する脅迫として用いているにすぎず、実際の政治的選択肢として提示しているのではない。この脅迫とは、もしパレスチナ国家の樹立がなされず、占領が終結しないのなら、両陣営は(最悪のシナリオである)一国家を受け入れざるを得なくなる、だから二国家案を直ちに実現せよ、というものである。また、一国家論者の陣営は実体のない小規模なものだという認識も共通して存在し、その拡大に期待する論調は存在しなかった。

加えてここまでの議論において読み取れる点としては、一国家案に対するインフォーマ

ントらの見解は、それが「パレスチナ人にとってよいかどうか」という観点からよりも「イスラエルが受け入れるかどうか」という視点から論じられているということである。すなわち知識人らの見解においても、イスラエルとパレスチナの間の非対称性それ自体と、これが是正される可能性が限りなく低いことが認識されていることがわかる。サアディー氏もこのことを端的に示す発言として「なぜ[一国家案は]現実的でないのか。ひとえにそれは、大部分のイスラエル人が望んでいないから、ということに他ならない。これはシオニズムの計画と完全に矛盾するのだ」と述べた。

まとめれば、大方の認識は、二国家案も実現は困難であるし、かといって一国家案も非現実的だというものであった。あくまで相対的に、実現可能性が残っていると思われ、そして交渉のテーブルに上ってきた実績を持つ二国家案が、かろうじて主流となってきたに過ぎず、むしろ実際には、将来的なより良いガバナンス像を見いだせないのが現状といえる。その結果、オルタナティブが存在するかどうか問いかけた際には、以下のノーファル氏の発言などにも見られるように、何らかの解決案を提示するのではなく、あくまでイスラエルの計画を阻止するために占領に市民的闘争を続けるしかない、という議論に行きつく。

オルタナティブ (badā'il) とは……はつきり言って、それはイスラエルの計画を阻止するための抵抗を続けることでしかない。入植者たちはそれが自分の土地ではないことを知っている。彼らは土地は欲しいが人は要らないのだ。

沈黙が挟まれる点からも、オルタナティブを見出すことの困難と、本人の意識の中でそれが確定的ではないことを示唆している。以下のハマド氏の発言にも、同様の認識が読み取れる。

[オルタナティブとは] 闘うことだ。西岸やガザ、その他すべてにおいて占領と戦うこと。政治、教育、健康、パレスチナ社会の建設とそれを維持すること。そして帰還権を常に強調しこれに執着すること。また西岸やガザにおいて市民的闘争を続けることだ。現状、それしか我々にできることはない。

インタビュー中に見られる「市民的」闘争との言及からは、非軍事的、すなわち武力を伴わない抵抗を意図していると考えられる。また語法については、特に最後の部分が特徴的といえる。ここで述べられている手法を積極的にとるべきだと意識するのなら、「それ(こそ)をすべきだ」という肯定文にするのが通常と考えられる。しかしここでは「それ以外にない」と述べ、消去法の結果の消極的選択であることを示している。

ハマド氏は著作『アラブ・イスラエル紛争における将来とシナリオ』の序文においても、パレスチナ人たちは一層力強く、そして広範囲の抵抗を継続し、インティファーダの成功を目指すしかないと述べ(Hamad 2011: 871)、「独立と自由と占領からの解放を実現し、パレスチナ人が祖国の地に帰還し、シオニストの人種差別的支配を清算する」ことの重要性を説くものの(Hamad 2011: 873)、それ以上の具体的な政治的プロセス、さらに言えば解決案については述べておらず、現状においてそうすることの難しさを物語っている。

また PNC メンバーという政治家としての

側面もあり、悲観的発言には一定の抑制がかかると思われるサアディー氏であっても「近い将来においてはパレスチナ問題の解決はあり得ないだろう」とその心境を語った。ここで用いられている「あり得ない」(mustahil)の語には、その落胆度の高さが示されている。

なおこうした悲観的状况については、2017年12月に発表されたアラブ諸国を対象とした世論調査からも読み取ることができる(Zogby Research Services 2017: 18)。「いかなる解決も可能とは思わない」という回答の割合が、アラブ諸国中でもパレスチナ人の人口が他と比較して多く、さらにイスラエルと隣接することで紛争の影響を直接的に受けやすいと考えられるレバノン、ヨルダン、パレスチナ自治区においては実に4割を超え、他国の倍以上となっている²⁶⁾。共通するのは、既存の解決案の実現はほぼ不可能であり、何らかのオルタナティブの必要性を示唆している点である。

第3章 アクターに対する認識と「解決」の意味

解決について悲観的な見方の背景には、単に解決案それ自体が困難であるといった理由だけによるのではない。その背景には主要な政治的アクターに対する不信感が位置づけられる。調査ではそうしたアクターとして、現在のイスラエル政府、イスラエル左派勢力、パレスチナ指導部(主にPAとPLO)、そしてハマース²⁷⁾をはじめとするイスラーム主義系勢力を取り上げた。調査当時、基本的に

26) パレスチナ自治区における調査では当然回答者はパレスチナ人であるが、その他の国においてはそれぞれの国籍を所有する各国市民が解答者であるため、(パレスチナ自治区以外での)調査結果にパレスチナ人の意志がどの程度反映されているかに関しては人口比を考慮しなければならない点に注意が必要である。なお資料では標本抽出の手法についての情報を詳細に公開しており、調査結果は十分に有意であると言及している(Zogby Research Services 2017: 32)。

27) イスラーム抵抗運動(Haraka al-Muqawama al-Islamiya)の頭文字をとってハマースと呼ばれる。カイロのアズハル大学でイスラーム法学を学び、ムスリム同胞団に参加していたアフマド・ヤースィーンと、同じくエジプトで医学を学びムスリム同胞団に参加していたアブドゥ・アルニャズィーブ・アッ＝ランティースィーにより1987年にガザ地区で創設されたイスラーム主義系政党、互助組織、軍事組織である。イスラエルに対しては一貫して非妥協的姿勢をとってきた。

全てのアクターが二国家案を是としていたが、時期によっては交渉自体を拒否する立場をとるアクターもある。またイスラーム主義組織などは、近年では二国家案を否定しない立場をとるが、武装解除は拒否しており、強硬な姿勢を見せている。イスラエル左派政党やパレスチナ指導部（PLO・ファタハ派）は強硬派と比較すると相対的に柔和な姿勢をとっており、すなわち武力によらない政治的な対話による問題解決（しかし、前提となっているのは二国家案である）を目指している。

そんな状況の中、知識人らがとりわけ批判的なのは、当然ではあるが、イスラエル政府の姿勢である。ノーフェル氏の見解では、イスラエル政府には和平を達成する意志は全く無いという。その理由として、イスラエルが和平と矛盾する入植を公式に奨励していることなどを挙げた。イスラエルは最終的にパレスチナを消滅させるための「戦略」としてそれらを実行するのだとの分析である。次のサアディー氏の発言も、そうした見方を強く示している。

これまで、PLOとイスラエル政府との間にいくつもの合意が存在してきた。イスラエルはそれらを尊重してきたか？ しなかったではないか。それはつまり、イスラエルこそが全ての解決の扉を閉じたということではないか。（中略）イスラエルの立場は国際法に則ったものでもなく、その他国際的に正当性のある決議に則っているわけではない。安保理はイスラエルの入植地建設に反対する決議を採択してきた。しかしイスラエルはこの決議を聞き入れたか？ しなかったではないか。

イスラエルが占領を続け、既存の合意を破棄することで、パレスチナ側は怒り、更なる泥沼化に陥る。裏を返せば、この状況がイスラエルの利益になっているという見方でもある。語法としても反語的な問いかけを用いて

イスラエルの不誠実を強調して語っている点も特徴的である。

またハマド氏からも、多くの事柄が「イスラエルの合意なしには実現しようがない」との指摘がなされた。ノーフェル氏の以下の発言からも、やはりイスラエルに対する強い不信感が読み取れるのと同時に、主導権を握っているのはイスラエルであり、イスラエルの態度が変化しない限り、解決は見込めないと認識が強く示されている。

イスラエルが望めば、[パレスチナ] 国家の樹立も可能だが、そうなるとは思えない。（中略）決定権を握っているのはイスラエルだ。そしてそのイスラエルが今後数年の間に何らかの形で和平を支持するとは思えない。イスラエルはこれまでも何度も裏切ってきた。例はいくらでもある。（中略）そしてそのイスラエルに圧力をかけるものはいない。そんな状況でイスラエルが突然態度を変えるだろうか。彼らはその状況で満足なのだ。

入植地をはじめとする既成事実は積み重なる一方で、状況は次第に困難になってきている。二国家案が実現すればよいが、実現しないまま時間が経てば、最終的にパレスチナ側にとってさらに破滅的な結果が待ち受けているという状況が、すでにコンセンサスとなりつつある。この状況こそが、不信感の背景にあるひとつの要因である。

イスラエルの左派勢力についても、メレッツ（Meretz）や労働党、共産党などかつて影響力を持った政党が存在していたことについて振り返りながらも、現在ではその影響力について否定的な評価が目立つ。ノーフェル氏は「[左派勢力には] 影響力が無い。選挙を見れば一目瞭然だ。イスラエル社会は誰を選ぶのかと思えば、ベネット²⁸⁾、リーベルマン²⁹⁾、ネタニヤフなどだ。平和を達成しようとしている者たちはそこにはいない」と指摘した。

名前が挙げられた人物らはイスラエルにおいても明確に右派、あるいは極右の強硬派として知られる人物であり、彼らが政権を担う以上は和平への期待は無いということが明示された。一方、アラブ政党や極左政党のように、パレスチナとの協調、あるいは対話による交渉を目指す派閥も存在しており、イスラエル政治が一枚岩ではない状況は知識人らの間でも当然のごとく認識されている。しかし、イスラエルの民意は右派を選択し続けてきたのであり、左派に対する期待感はない。

この状況に対し、有効な対策を講じられないPAやPLO³⁰⁾についてはどうか。近年では、PAが国連におけるオブザーバー国家の資格を得た(2012年)ことで、国際的にはその影響力に好意的な評価がなされることもあるが、ノーファル氏の以下の発言からは、冷やかな分析が読み取れる。

PAは政府とはいえない。A・B・C地区³¹⁾ [次頁地図]に都合よく区分され、イスラエル軍がいつでも望んだときに入ってこら

れる。そこに国家はない。支配しているのは誰か? 例えばラーマッラーに行くとき、何が必要か。イスラエルの許可だ。パレスチナの首相ですら、こちら[ヨルダン]に来るのにはイスラエルの許可が必要だ。国家の条件とは何か。国民、領土、政府、主権である。そのうち我々には領土、政府、主権が無い。

ここでは問いかけが多用されることで、インタビューには共感が求められ、そこで挙げている不正や不満の内容がインタビューアにとって明らかなものであるはずだ、そうであると信じたい、との認識がその背景に位置づけられる。

PNCメンバーであるサアディー氏であっても、指導部の能力については懐疑的な意見を示した。事実上の問題として、PAは一般的な政府としての機能を十分に持っているとは言えず、この状況を変化させる力はないという。実際、軍事力、行政機能などを取り上げてみても、PAはこれを保持していないか、

-
- 28) ナフタリ・ベネット (1972-) はハイファ生まれのユダヤ人であり、イスラエルの政治家、元軍人・実業家である。極右と目されるユダヤ教正統派系の宗教シオニズム政党「ユダヤ人の家」の党首であり、同党は第三次・第四次ネタニヤフ政権においてはリクードとの連立政権に参加、ベネット自身は教育大臣などを歴任した。
- 29) アヴィグドール・リーベルマン (1958-) はモルドバ出身のロシア系ユダヤ人であり、イスラエルの政治家である。旧ソ連・東欧系ユダヤ人を支持基盤とする世俗派のシオニズム極右政党「イスラエル我が家」の党首であり、外務大臣などを歴任した。同党は幾度となくリクードとの連立政権に参加している。
- 30) パレスチナ自治政府 (PA: Palestinian Authority) は、1993年のオスロ合意に基づいて発足したパレスチナ人による自治機関である。一方、パレスチナ解放機構 (PLO: Palestinian Liberation Organization) は、パレスチナの解放を目的とする諸機関の統合組織として1964年に設立された。PLOはオスロ合意の調印主体であり、その合意事項の履行のためにPAが組織された。PAは被占領パレスチナ地域におけるパレスチナ人の問題について自治を行うのに対し、PLOは世界中のパレスチナ人を包括する主体であり、主に外交機能を担うことでパレスチナの地位等に関してより広範な意思決定を行っているが、域内の自治については法的権限を持っていない (PASSIA 2014)。
- 31) 1995年の暫定自治合意 (オスロII) において適用された西岸地区の行政区分を指す。PAが行政・治安に関する権限を有するエリアA、行政権はPAにあるが治安に関する権限はイスラエルとPAが分担するエリアB、イスラエルが法的にも軍事的にも事実上支配するエリアCの3区分がある。続くヘブロン合意 (1997年)、ワイ・リバー合意 (1998年)、シャルム・アッ=シャイフ合意 (1999年) とその履行を経て一部地域からのイスラエル軍の撤退が完了した時点では、西岸地区の面積における17.2パーセントがエリアA、23.8パーセントがエリアB、59パーセントがエリアCとなった (図を参照)。Jan de Jong. *SHARM ESH-SHEIKH AGREEMENT, 4 SEPTEMBER 1999*. (n.d.). Retrieved November 12, 2019, from PASSIA (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs): <http://www.passia.org/maps/view/33>

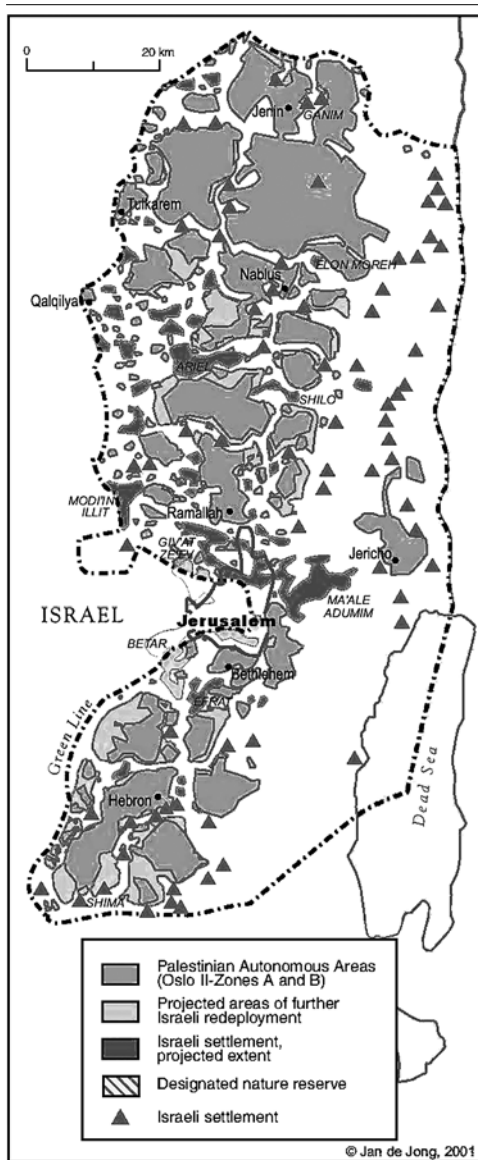


図 シャルム・アッ=シャイフ合意（1999年）を経た西岸地区の区分（A・B・C地区）³²⁾

限定的なものがほとんどである。

また、ハマースなどのイスラーム主義組織についても、現状はガザ社会全体と共に力を

失いつつあるとの指摘がなされた。ハマースは単に政治やイスラエルに対する抵抗運動としてだけでなく地域における互助組織としての側面から住民からの着実な支持を得つつ、和平において成果を出せないファタハ派に対するオルタナティブとして、2006年のパレスチナ評議会選挙で予想外の勝利を挙げた。しかし、その後のパレスチナ内部での権力闘争に発展し、西岸地区のファタハと決裂してガザに籠城すると、（数度ファタハとの和解に至ったが、長続きはしなかった）イスラエルに対する武力闘争路線を展開する。以降、度々ファタハとの和解を模索しつつもイスラエルとの断続的な交戦の結果、完全な封鎖下に置かれることとなっている。インフォーマントの評価は、こうした状況を指していると考えられ、何ら不自然なものではない。

またノーファル氏が「最終的にハマースが衰退しても、民衆は新しい何かを生み出すことになるだけだ」と指摘するように、彼らの認識においては、イスラーム主義であることの重要性や特異性はそれほど認められていない。またノーファル氏によれば、民衆の意志に関して結局のところ重要なのは、パレスチナの権利を求め、そのための戦いを継続すること、それ自体なのであって、問題はハマースかファタハか、といったことでもなければ、世俗主義かイスラーム主義かといったことでもないのである。

共通して、何らかのアクターが鍵を握っている、あるいは今後の和平を指揮できる、といった見解はみられない。こうした意識が結果的に、インティファダなどの抵抗運動に期待するしかないという考えに結びついていく。インティファダに関しては、それがメディアなどを通じて国内外で議論を引き起こ

32) 図では凡例の順に上から、A・B地区、合意時点でイスラエル軍の更なる撤退が予定されている地域、イスラエル入植地の建設予定地、自然保護区、イスラエル入植地を示している。またこれら以外の地域（境界線を示す破線内部の白色地域）はC地区にあたる。Jan de Jong. *SHARM ESHEIKH AGREEMENT, 4 SEPTEMBER 1999*. (n.d.). Retrieved November 12, 2019, from PASSIA (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs): <http://www.passia.org/maps/view/33>

すことで、パレスチナ問題が「死んだ問題」にならないようにする、という面では肯定的な評価もなされた。イスラエルに対する圧力の不在と各アクターの無能という状況、その裏返しとして自分たちが行動するしかないという意識の醸成が、市民的抵抗運動の評価に影響しているといえる。しかし、サアディー氏の以下の発言に見られるように、最終的にインティファダには、イスラエルを変化させ解決へと導く力はないという悲観的な見方もある。

たしかにインティファダは圧力の一部になる。しかし、積極的な効果を上げることはないだろう。インティファダの意義とは、イスラエルの内部をかき乱し、またパレスチナ問題がまさに現在進行形であることを世界に向けて示すということにある。だが、我々が究極的に望むのは占領の終結である。これが占領を終結させることができるのか？ 答えはもちろんノーだ。そしてその代償はあまりにも大きすぎる。

ここでも、問いかけによって共感を引き出しつつ、その後の否定を強調している。さらに、「もちろん」(tab'an)の語も否定的意識の強固さを物語っているといえ、「ノー」(la)を引き立てている。

このように、提案されてきた解決案にもアクターにも期待感はなく、不信任や憤りの念にも支配されつつある知識人らであるが、一方でインタビューからは諦めといった感情は存在していないように見受けられる。その代りに彼らが強調するのは権利への固執といった表現である。ノーファル氏は次のように語った。

もし自分が祖国を追われたら、権利を奪われた少数派として生きていくのか、あるいは抵抗するのか。なぜ住んでいた場所から追い出され、難民としてそれを外側から眺

めていなければならないのか。これは理屈ではないのだ。もちろん帰還は簡単ではない。現状はそれを許さないが、自分の子が、孫が、それを求めて闘い続けるだろう。ユダヤ人は2000年も前に追放され、やがて我々がいる土地にやってきた。我々はたかが50年、70年ほどだ。我々は帰還を忘れてはならない。自分自身の権利としてそうするのだ。これは国際法や境界線の問題ではなく、我々の存在の問題なのだ。

ここでも問いかけによる共感の惹起が語法として用いられており、自分たちの反応は至極正当なものであり、不満が理解されることも自然なことであるとの認識が読み取れる。

またすでに引用したように、ハマド氏も解決のために忘れてはならないことは「帰還権を常に強調しこれに執着すること」であるとした。同時に「抵抗」や「国家の樹立」は権利のための手段、あるいはプロセスとして語られ、目的そのものではないという認識も読み取れる。

彼らが認識している「パレスチナ問題」とは結局のところ、自由と権利をめぐる問題であるように推察される。その「権利」の具体的な中身は、難民の帰還権と、土地に対する権利である。しかし、これらの本質的な争点は、先述のように次第に矮小化されてきた。

和平交渉の再開に期待がないのは、近年の和平プロセスが悉くこうした本質的な争点に対する最終的ビジョンを提示していない、すなわち「権利ベース」の解決になっていないことが深く関係していると推察される。例えば二国家案をベースとするオスロ合意は、難民の帰還権とパレスチナの最終地位という最も重要な点については交渉を先送りしていた。結果を見れば、パレスチナはわずかな土地における限定的な行政権を獲得しただけで、占領による既成事実は制度化され、同時に、自治政府の樹立による指導部の権威拡大と腐敗、そしてディアスポラと難民の発言力

低下がおこった。近年では、両陣営が和平交渉のテーブルに着くことすら困難になり、その間にイスラエルはさらに多くの既成事実を積み上げている。とりわけそうした和平プロセスの代表格であるオスロ合意については、このような批判がすでに数多くなされている(奈良本 2005: 313-356 ; パペ 2018: 191-215 など)。

サアディー氏も「パレスチナの立場として求めているのは、完全な解決、である。部分的な解決ではない」と述べるように、部分的、あるいは段階的な交渉は、結果的には常にイスラエル側の「隠れ蓑」として機能してきた。この状況を打破するには、ノーファル氏が自著においても指摘したように、基本的に「この紛争はパレスチナ人の完全な権利の実現なしには終結しない」(Nawfal 2011: 834) ことを認識し、最終地位までを含めた、包括的な和平の枠組みが提示される必要がある。同時に、インフォーマントらの意見からも読み取れるように、二国家案や一国家案という既存の枠組みにはすでに明確な障害が含まれ、このままでは機能しない可能性が高いことを認識しなければならない。

第4章 見出される規範と脱構築に向けて

ここまでのインフォーマントらの見解をまとめると、大きく分けて四つの共通点がある。

第一に、彼らは既存の解決案の実現にはほとんど期待していない。従来議論の通り、物理的な既成事実の数々や、難民の反発が二国家案をほぼ不可能にしている。一国家案についても、圧倒的強者であるイスラエルの拒絶や裏切りに対する不信感によって、懐疑的である。先行研究の多くはいずれかの解決案に期待を持つ姿勢をとるが、本稿の議論からは「いずれでもない」という立場がパレスチナ知識人の間でも決して狭くない範囲で現れてきていることが示唆された。

第二に、そうした状況下でも、オルタナティ

ブとなる新しい解決案についてはイメージが不在である。その結果、相対的に現実性があり、また「実績」もある(あるいは「経験豊富」な)二国家案に縋らざるを得ない状況にある。知識人らのこうした消極的支持は、結果的に二国家案が政治的文脈において主流であり続けてきた要因のひとつであると言い換えられよう。

第三に、不信感や期待の欠如はイスラエル以外のアクター、すなわち PA や PLO、ハマースといった組織にも向けられている。

これらのみに注目すれば、どこにも希望がないようにもみえるが、彼らは完全に諦めているわけではない。インタビューでは明確に、奪われた権利の回復に固執すべきことが繰り返し強調された。これが第四の共通点である。

しかし、第四の点と、具体的な解決案についての彼らの認識との間には隔たりがあるように思われる。つまり、権利の回復のために、消極的ながら二国家案の実現を求めてきたわけであるが、論理的には必ずしもこの2者が自動的に等号で結ばれるわけではない。一般的に、言説あるいは広義の言語使用において、とりわけ集団について評価的に述べる場合には常に、様々な形で明示的あるいは暗示的に規範とする何らかの価値の体形が表現されるものである(ヴォダック&マイヤー 2018: 106)。インフォーマントの言説においては、「権利の回復」を図るのであればすなわち二国家案を目指す「べき」である、とか、もしくは「めざすしかない」という論理を生じさせている規範体系が存在していることがわかる。

近年を振り返ってみても、パレスチナ人らが権利を回復するための目標としたのは、完全な主権国家として独立し、民族自決を実現するという2点だった。インフォーマントらの認識における、形而下レベルでの「解決案」もまた、この2点が形作る枠組みの中に存在しているように思われる。それは必然的に主権国家や民族の自決をベースとした解決で

ある。一方、彼らの認識から読み取れる、形而上のレベルにおける解決とは権利の回復であった。すなわち、ここでの形而上の「解決」と、形而下の「解決案」との間には隔たりがある。権利の回復という「解決」それ自体を純粹にベースとした問題解決は、より広い枠組みとなり得る。独自の国家を持ち、その中で自決することでこそ、自身らの権利を実現できるという論理はそのひとつの方法として可能であるが、それは端的に言って現代の国際法秩序を前提とした場合にのみ成り立つものであり、論理的には権利を実現する方法はそれに限られているものでは決してないからである。ではその国際法秩序とは端的にいつてどのようなものであるか。

今日、国際的に共有される近代主権国家の主な要件とは、ドイツ国家学の代表的学者であるイエリネクの学説に従い、領域（領土）、恒久的住民の存在、政府ないし主権の存在の3点であるとされる（イエリネク 1976: 323-354）。これに加えて現在では、国の権利及び義務に関するモンテビデオ条約（1933年）の内容を踏まえ、他国と関係を取り結ぶ能力（言い換えれば外交能力の保持と外国による国家承認）が4点目として要求される（玉田ほか 2017: 3）。

同様に、民族自決権について国際法学者の山形（2012: 519-520）は、1960年の国連総会決議 1541号（A/RES/1541 XV）「自決のための3つの選択肢を規定する総会決議」を参照しながら「民族自決権は、植民地状態にある民族あるいは外国の支配・抑圧といった従属状態にある民族が、独立国との統合若しくは自由連合又は独立を、自ら決定することができる権利」としている。これは1960年の総会決議 1514号（A/RES/1514 XV）「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」、1966年の国際人権規約共通第1条、さらに最終的には1970年の友好関係宣言

（A/RES/2625 XXV）においてその権利性が確認されている（吉川 2009: 153）。

国連ではパレスチナ問題に限定した決議においても、1974年の総会決議 3236号（A/RES/3236）以降、折に触れて決議を採択してパレスチナ人の民族自決権の正当性を再確認しており、近年においても2017年12月の総会決議（A/RES/72/160）などがみられる。これらの決議に対しては、もちろん反対票を投じた少数派や棄権した国がみられ、その是非や詳細については多様な意見があることは確かである。しかし国際社会の圧倒的多数の認識において、少なくともパレスチナ問題が、パレスチナ人とイスラエル人がそれぞれの民族自決権をいかに達成するのか、という問題として捉えられていることは明白である。

民族自決と主権国家の獲得による独立とは、一般的なナショナリズムの目的、つまりここでは「パレスチナ・ナショナリズム」なるものの目標のひとつとして位置付けるのが自然である。一方インタビュー結果に基づけば、インフォーマントらは少なくとも排他的な土地の支配や、そこで他民族に対して絶対的に優越した地位を獲得することそれ自体を目指しているわけではなく、あくまで自身らの剥奪された権利への固執を強調した。言い換えれば、これは「ゼロをプラスにする」希求ではなく、「マイナスをゼロにする」希求なのである。仮にパレスチナの大義の本質が、彼らが強調したように権利をベースとするものだとすれば、それは暴力的な他者の支配から脱して平和に暮らしたい、あるいは元々いた場所に帰って暮らしたいといったような、純粹かつ人間として普遍性の高い願いであるといえる。これは一般的なナショナリズムが目指す目標のように、集团的アイデンティティや近代の国際秩序といったイデオロギー性³³⁾の高い価値を前提とした希求と比較して、より普遍的な希求である。そこに

33) 言説分析の専門家である名嶋によれば、イデオロギーは「一定集団の価値観や利害を正当化する思考形態」などと定義できる。さらに名嶋によれば、人々に一定の影響を与える個人や一定の集

は本来、国家や自決といった価値は介在していない。そこに立ち返って考えてみれば、その実現の方法は、上記の2点のみとは限らないことも明確になる。

より具体的に言えば、インフォーマントらの発言の中では、国家と民族自決という、現行の国際システムの基本的な原則が、所与の前提として認識されていた。その前提とは、さらに展開すれば、他から明確に区別される文化的・言語的な差異を備えた集団としての民族という単位を所与とし、さらにその民族がそれぞれの自決権を行使できるような一定の領域によって形成される、主権を持った国民国家の群れが、国境によって世界を分かち、国際システムを構成する、という現代の大きな所与の前提である。パレスチナ問題の文脈においていえば、パレスチナ民族とユダヤ民族（あるいはイスラエル民族）がどこからどこまでを排他的な領域とする（あるいは共有する）か、またそれによってそれぞれが他から干渉をうけることなく政治的運命を決定することができるようになり得るか、という認識が大前提として位置付けられているといえる。これはいうまでもなく現代においては「当たり前」とされており、グラムシがいうところのヘゲモニーとなっている秩序であると捉えられるが、これこそは彼らの言説を方向付ける規範体系の中でもとりわけ重要な価値とみなされているのである。

しかし、先述のように、パレスチナ問題の解決については、とりわけパレスチナ人の権利が回復されるということに焦点をあてて考えてみれば、論理的には必ずしも民族自決と排他的な主権という原則に基づく国際システムの枠組みの中で捉えなければならないという必然性はない。例えば、主流な主権の概念をはみ出すガバナンスの例としては、国家

の主権が重なり合う体制としての共同国家や共同主権（Condominium）の考え方もある。あるいはイスラエルの主権下で民族的権利を実現すべきであるとの議論も存在している（Nusseibeh 2011）。そもそもインフォーマントらはムスリムであり、パレスチナ人の多くもムスリムであるが、民族という単位のオルタナティブとして、イスラームの論理から導かれるウンマの概念と、これによって構成される現在と異なった国際システムといった可能性が再考されてもよいはずである（実際、イスラーム世界においてはこの考え方をベースとしたカリフ制再興の動きもみられる）。付け加えれば、一定の領土のもとに「本国」が存在していなければ自身らのアイデンティティを維持できないのか、また人間としてあるべき生を営めないのかといえ、必ずしもそうではないことをパレスチナ人とユダヤ人自身らが身をもって証明しているはずである。

このように、あらゆる方向性から解決について検討する道があり得るのであるが、少なくともインフォーマントらの言説からは国家と民族自決の実現という前提の中でそれが語られており、それ自体を目的化しているとも捉えられる。

もちろん、現代の国際社会においてこの枠組みが支配的なもの、あるいはヘゲモニーとなっており、そこに事実上の正当性が認められることは確かであるが、パレスチナ問題の現状に鑑みると、この枠組み自体が欠陥を抱えていると考えざるを得ない。

このことに関連して、エルサレム大学の学長である Nusseibeh (2011) により（学術的な議論ではなくエッセイであるとの前置きはしているものの）、パレスチナ人にとって真に重要だったのは独立や自決といった記号的

／ 団や制度などの「権力」は、他者を支配しようとする「意図」を持ち、その意図を行動に移し、その実践としての言説を作り出し、それらを通して「自らが持つ価値観や理念、思考構造、行動様式など」を発信するものであり、このような要素を持つことは「イデオロギー性」を高めるものであると説明している（名嶋 2018: 227）。

な価値より、帰還権などを含む権利そのものだったのではないかとする示唆がなされた。そして、イスラエルに西岸地区とガザを併合させたのち、その国内で権利を主張、獲得していくという道筋が好ましいとの見解を述べている。これは、「パレスチナ人の本質的な希求は民族自決の枠組みでは捉えられないのではないか」、という問題提起とも読める。翻って、今後解決案のオルタナティブについて考える上では、民族自決というこれまでの解決案において共通して前提とされてきた価値に対しても批判的な検討を行う必要があることを示唆している。

付け加えておけば、今更言及するまでもなく、同じ国際法の枠組みの中には国家の領土保全という概念があり、これが民族自決の権利と矛盾してしまうこともまた、世界中の未承認国家を巡る紛争を通じて明らかになってきているのであるし（廣瀬 2014）、民族自決権があらゆる民族問題を解決する万能薬とはなり得ないこともすでに指摘されている（丸山 2003）。すなわち、パレスチナ問題とは、その他の未承認国家にまつわる問題と並んで、この前提とされてきた国民国家体制、あるいは民族自決という観念の破綻を示す好例として、ひいてはその脱構築について検討していくべきことを示す端緒として捉えられるのではないだろうか。

本稿が扱ったインフォーマントらの意識の背後にある規範的価値は、不可避免的に彼らの言説を形成する鋳型、あるいは檻となっている。本稿でいうところの規範的価値とは、上述のような所与の前提、国際システムのことを指しているものであり、インフォーマントらの言説はこうした規範によって制約を受けている。さらに言えばこれは、二国家案や一国家案にかかわらず、解決案に関する先行研究においても共通する規範の体系であるといえ

る。フェアクラブなどに代表される批判的言説分析の方法論に則るまでもないが、この規範は絶対的な所与ではなく、時にそのイデオロギー性は積極的な批判の対象となり、結果として脱構築がなされる対象にもなり得る³⁴⁾。その意味で、こうした前提もまた、パレスチナ問題の行き詰まりを通じて、脱構築の可能性を見据えていく必要があるだろう。

おわりに

議論を振り返ると、インフォーマントらが行った二国家案・一国家案それぞれに対する批判はすでに先行研究においても一定程度指摘されてきたことであり、加えてイスラエルやPAといったアクターへの期待感が低いこともまた、それ自体が真新しい示唆というわけではない。むしろ本稿が指摘したのは、そうした言説の背後にいかなる規範体系が存在し、それによっていかに行き詰まりが再生産されているのか、という点であった。パレスチナ知識人層においても、現状を踏まえてもなおそうした議論を再生産し続けることとなってしまう状況に鑑みると、一般のパレスチナ人らの意識においても同様の傾向が見出せる可能性が高い。

また本稿が扱ったのはヨルダンにおけるパレスチナ系知識人であった。予想の通り、彼らは欧米におけるリベラルな思想を背景とした一国家案支持者でもなく、自治区の状況を背景にして分離主義的な二国家案支持者となるのでもなく、現実的な評価の結果、いずれの案についても困難があることを主張していた。これは間接的に、オルタナティブが必要とされている点を示唆している。こうした見解は、ヨルダンの政治的立ち位置やヨルダン国民として生活する社会的背景の差、あるいはアラブという西洋を相対化するひとつの視

34) そうした議論の端緒として既に現れているのが、「国際」関係論を超える枠組みとして、非国家主体などを包括する概念としてのグローバル・ガバナンス論などであろう。

点として捉えることができるだろう。また本稿では深く考察することはできなかったが、イスラームに根差す規範の体形といったものも反映されている可能性もある。例えば、和解（スルフ）や公正さ・正義（アドル）の概念などについては、西洋とアラブで異なる文脈で形成されている。そのことに彼ら自身が自覚的とは限らないが、彼らのスタンスはそうした規範体系のもとで構成されていると考えられる。

このような立場は先行研究に見られるようないずれかの案を明確に支持する二項対立的な論調とは必ずしも整合しないものであり、そうした彼らを含む、無視できない数のディアスポラのパレスチナ人が存在しているのも事実である。したがって、今後の解決案研究においてもそうした声が顧みられるべきと思われる。

また本稿では、インフォーマントらが民族自決やナショナリズムといった、所与とされる規範的価値の中でのみパレスチナ問題の解決を見出そうとしている状況が看取され、このことが問題解決における閉塞感を助長しているということが示された。問題解決の今後のためには、あらゆるオルタナティブが検討されるべきことは言うまでもないが、そうした前提的価値のレベルから問い直していく必要もあるということが示唆される。

しかしながら本稿の内容だけをもってはそれ以上の具体性を持った新提案を構築することは難しく、さらに当然、これまでの前提を脱構築すべきという議論に対する、パレスチナ人、イスラエル人、また国際社会の受容といった点についても考察していく必要がある。これは筆者の今後の課題となる。

本稿の内容は、脱構築を実際に行う、あるいは新たな提案を提示することを目的としているというわけではなく、その段階に至るための準備として、将来像に関する行き詰まりの状況を再確認しつつ、今後の方向性の再考に目を向ける必要を示すものであった。それ

を示す最たる事例が、本稿が扱ったような、「狭間」に位置するヨルダン在住のパレスチナ知識人であった。すなわちそれは、非パレスチナ自治区住民として問題解決の蚊帳の外に置かれつつあり、同時に、西洋的なレベルな価値観の追求に希望を求めるのでもない、一歩引いた客観性を持つ視点であるように思われる。

彼らは、先行研究に見られるようないずれの論調とも異なり、一国家案と二国家案のいずれにも期待感を見いだせず、同時に、新たな道を見つけることもできずにいる。こうした状況こそが、つまるところ「一か二か」という問いに答えは無いという可能性を示唆している。しかし彼らは悲観的なだけではなく、インタビューからは権利といった究極的目標がイメージされていることが看取された。今後の解決案研究においてはこれらの点を軸にしたオルタナティブ構築が必要とされるように思われる。

資料：インタビュー全文

1. アフマド・サイド・ノーファル氏

(実施日：2016年9月1日 10:00～12:30)

Q：自身の基本的な立場について、また二国家案による解決は可能かどうか、という点についてどう考えるか。

A：[インタビュー直前の] 2か月間、パレスチナに滞在していた。行くまでは、西岸地区とガザ地区をあわせて、エルサレムを首都とし、主権を持ったパレスチナ国家の樹立という考え方が求められると考えていた。しかし現実を見ると、これは不可能になってしまったと気づいた。つまり、パレスチナの土地において入植が続く中でパレスチナ国家樹立は不可能である。西岸地区に散在するこれらの入植地によって、パレスチナは、ガザと西岸の間だけでなく、西岸の町や村の間ですら、

地理的連続性を失ったために、国家としての樹立は不可能となったのである。

また、西岸地区の丘陵地への入植という考えを持っていたシャロンや、現在のネタニヤフ政権、過激右派政権は、パレスチナ国家の樹立を妨害するために動いているように見える。そのためイスラエル政府が言っていることはもはや重要ではない。彼らはイスラエル人に対してもパレスチナ人に対しても嘘をついていることを認識している。矛盾する現状や入植を奨励していることから明らかだ。入植地問題は入植者による独立した問題ではなく、政府や彼らを守るイスラエル軍からの後押しがあつてのことなのだ。それゆえ、彼らは実際のところパレスチナ国家の樹立を望んでおらず、現状では樹立は不可能となるのである。イスラエル政府はパレスチナ民衆を辱め、つまり彼らが奴隷化されたままでいるよう試みているのだ。なぜならそこには侮辱行為に近いものなどを含むいくつもの障害が存在するからだ。イスラエル政府はこれを失敗させ、ヨルダン川から海岸までの全ての土地を手に入れようとしている。

パレスチナ国家の樹立は重要だが、現状では不可能だ。国際社会、アメリカもヨーロッパも日本も、入植を止めるように圧力をかけることはできない。しかしより重要なのは、パレスチナ人たちも入植を止めるために戦っていないということだ。たとえば入植地に囲まれたヘブロンでは、ハアレッツ紙が数日前に報じた通り、ヘブロンを中心に新たに入植地が設置された。これはイスラエル側が国家樹立を阻止しようとしている明らかな証拠だ。

こうした状況を見ると、ではなにが解決なのか、ということになる。アラブ人とユダヤ人両方のための二国家についてはどうか。入植地とアラブの村や町の深い干渉は、これらの分離を不可能にしてしまった。一部の者たちはシナイ半島にあったヤミード入植地やガザの入植地が撤去されたのと同じようになると見てはいるが、西岸には80万人もの入植

者がいる。この数は1948年に存在したイスラエル人全人口より多いのだ。

ではエルサレムを首都とした二民族国家、一国家案ならばどうかといえば、イスラエルは現在も、そしてこれからもそれ〔一国家案〕を拒絶するだろう。彼らは人口動態を理解しており、南アフリカで起こったように、〔もし一国家となれば〕将来的にはパレスチナ人側が公正を実現できるようになることを理解している。そのためネタニヤフ政権はパレスチナ国家樹立〔二国家案〕も二民族一国家案も拒絶しているのだ。パレスチナ側がオルタナティブを模索することを阻害する現状と、イスラエルが置いた障害が存在するということだ。

オルタナティブ (badā'il) とは……はっきり言って、それはイスラエルの計画を阻止するための抵抗を続けることでしかない。入植者たちはそれが自分の土地ではないことを知っている。彼らは土地は欲しいが人は要らないのだ。

一応、他にも案はある。実際にイスラエル側で提案されているのは、パレスチナ国家を外側で、すなわちヨルダンの中で樹立するというものだ。だがパレスチナもヨルダンも合意はしていない。なぜイスラエルが原因となっている問題を、そのような形で解決しなければならないのか、ということだ。これはヨルダン人の権利もパレスチナ人の権利も犠牲にすることになる。結局のところ、パワーバランスが均衡するところまで、この問題は続くだろう。

こうして考えると、シオニストの計画というのはやはり、全てのアラブ人を追放することを目指しているように見える。だが2020年にはアラブ人の数がイスラエル人の数を上回る。つまりシオニストの計画は人口の問題によって、完全に失敗したということになる。彼らはユダヤ人の国家をつくらうとしたが、成功することはなかった。

Q: そうした状況下においても、PAが二国家案の実現に固執していることについてはどう感じるか。

A: オスロ以前の1988年に、PAは国家樹立決議を採択した。つまり彼らにとって別の選択肢はないのだ。また他のアラブ諸国は自国のことで忙しく、PAは変えようのないほど弱い。彼らは入植者を追い出すこともできない。小さな入植地でさえ、軍の介入によってうやむやになる。彼らの戦いの手法は有効なものではない。彼らは民衆の抵抗を利用しなかった。入植に対する抵抗が存在していれば、入植は止まっていただろう。国連総会などの国際的な決議以外にこうした抵抗が存在しなかったために、入植者の人口は増加し続けた。PAは抵抗を望んでいない。民衆の抵抗による以外には、解決はあり得ない。

Q: PAにとって、そのことは有益な戦略だと言えるのか。

A: 彼らにとって有益なわけではない。彼らは今、いわば疎外されてしまった状態にある。彼らは民衆に対して国家の樹立を約束したが、20年以上たって、国家など存在しないことが分かった。現状、彼らには何も変えることはできないのだ。入植や入植者は増え、占領は激化し、家屋の破壊、逮捕された囚人なども増加した。彼らはこれらの状況を変えることができない。これらの事実によって、PAはパレスチナ国家樹立という目的の達成に失敗したのだ。

Q: 世論調査の結果を見ると、7~8割が二国家支持、2~3割が一国家支持となっているが、これについてはどう考えるか。

A: 多くがエルサレムを首都とした西岸とガザにおける国家建設を支持しているが、それは入植地の撤去を前提としたものに他ならな

い。また民衆は一国家案を支持しないだろうと考える人は多い。事実、自分もかつてはパレスチナ国家建設を支持していたが、帰って(訪れて)入植地や入植者の現状を見てみた後では、それは不可能だと理解した。では、二民族国家、つまり一国家案についてはどうか。真の民主主義が機能すれば、南アフリカなど、ほかにも複数の民族を抱えた国家は存在している。スイスやカナダなどである。ここでは移住したい人は移住できるし、残りたい、あるいは戻りたい人は、難民であってもなくても関係なく、それができる。

しかし、難民問題を犠牲にしたパレスチナ国家の樹立は拒絶されている。私はパレスチナ国家の樹立を支持してはいるが、難民が犠牲となり、レバノンやシリア、ヨルダンにキャンプが残ったままであることは望まない。難民問題の解決は問題全体の解決に直結するものだ。難民[の問題の解決]無しで国家が樹立したとしても、それは暫定的な解決にすぎない。

Q: 一国家案に関して、より詳しくはどう考えるか。

A: 難民問題とエルサレムの問題が解決されれば、それはパレスチナ問題の大方の解決ということになる。そこから考えて、かつてはこの考え方(一国家案)には反対だったが、パレスチナへ行って、国家樹立が不可能だと悟ってからは、それも一つの在り方かもしれないと考えている。

Q: 「解決策は無い」とする考え方が少なからずみられることについてどう考えるか。

A: 現実をよく知って、自分の目で見ている人間にとってはそうなるも仕方がないとは思う。その意味では自分も同意するところだ。たしかにPAは全てを差し出してしまった。一方イスラエル社会というのは人種差別

的で、パレスチナ問題の解決に関してはあまり関心がない。パレスチナ国家建設を支持しているのはたったの30パーセントほどだ。当たり前だが、問題の解決が難しいのはこちら側の問題ばかりではなく、彼らがそれを望んでいないからでもある。彼らのやっていることは国連決議でも非難されている。また国連決議と言えば分割決議があるが、それは西岸地区とガザだけを与えるものではない。全体の約22パーセントだ。しかし現在のパレスチナ人の領土は12パーセントほどにすぎない。最低でも67年の決議に則った22パーセント、そしてエルサレムは両民衆によって管理されるべきということを、我々は要求する必要がある。

Q: オスロ合意やロードマップ提案のような政治的な交渉プロセスによって、今後問題が解決できると考えるか。

A: 例えばオスロ合意といったものは事実上、問題を解決するどころか逆に破壊し、イスラエルが和平を求めていることを明確に示した。70~75パーセントの土地を与えても、彼らは和平を拒否するのだ。これ以上与えられるものはなにもない。しかも現在のイスラエル政府は以前よりも過激さを増している。

Q: 政治的レベル以外のところに、問題解決の可能性はあると考えるか。

A: 国際社会の圧力が無い今、それを起こすか、あるいはボイコットなどによって、ネタニヤフ政権に圧力をかけ譲歩させることができる可能性はあると考える。

Q: イスラエルの左派政党の動きについてはどう考えるか。

A: かつてはメレツ³⁵⁾や労働党、共産主義政党などに影響力もあったが、現在では力を持っていない。社会は右傾化してきている。ただ右派だけでなく、過激な右派。左派はパレスチナ国家樹立を支持してもいたが、存在が小さすぎる。しかも全ての左派が意見を同じにしているわけではない。一部は入植に貢献している。

Q: 一国家案の支持者の多くはディアスポラ出身であるように見受けられるが、このことについてどう考えるか。

A: 当然、ディアスポラ (shatāt) と占領地、アラブのパレスチナ人、それぞれが見ているものに違いはある。しかしそれらすべては結局のところ、パレスチナの権利を守ることに合意している。ディアスポラはいわばみな難民であって、当然難民の帰還に関心が強い。PLOでもそうだ。しかしながら、国民的な目的、計画という意味においては、残念ながら合意が存在していない。だがたとえば、多くのパレスチナ人知識者がハマースとファタハの和解に尽力している。他にもたとえばヨーロッパで毎年行われるパレスチナ人会議を見てみればいい。世界中から数千人ものパレスチナ人が集まり、帰還権と国家樹立など、基本的な部分については合意しているのだ。その意味で、今後はさらに合意形成に努めなくてはならないと感じている。

Q: 比較的多数のディアスポラが一国家案を支持しているようにも見えるがこのことについてどう考えるか。

A: 自分もディアスポラだが、パレスチナ国家建設 (二国家案) を支持していた。しかしながら、痛ましい現実を見た後では、どちら

35) イスラエルのユダヤ系左派政党。パレスチナ国家樹立との平和共存を主張してきたが、クネセットにおける獲得議席数は減少傾向にある。

とも言い難い状況があるのは事実だ。

Q: 政治的交渉や、一方で武力を用いたやり方に対して、懐疑的にならざるを得ない状況があるようにも見えるが、問題解決の手法についてどう考えるか。

A: 例えばオスロ合意はどうであったか。これは政治的な営為によって出来上がったものだ。ではこれが何に結びついたのか。入植地だ。はじめはパレスチナ民衆も政治的手法を望んでいた。一方、我々は武力に頼っていると言えるのか。子供が石を投げるのが暴力だと認識されるのか。これは植民地化に対する、あくまで抵抗なのだ。アクサー [・モスク]³⁶⁾で礼拝することもできず、女性は道端で子供を産んだりしている。この状況は一体なんだ。イスラエルの、ネタニヤフのやり方が、パレスチナ人が彼らを嫌い続けるよう、そして自分たちは占領されていることを認識するように仕向けているのだ。しかしイスラエルは殺し、破壊し、子供たちを学校に行かせないようにし、壁を建設する。対して、我々が行うべきは抵抗であって、単に暴力ではない。

Q: 超民族的な共存を求める活動家や組織の動きについてはどう考えるか。

A: 良いとは思う。しかしそれらには影響力が無い。選挙を見れば一目瞭然だ。イスラエル社会は誰を選ぶのかと思えば、ベネット、リーベルマン、ネタニヤフ³⁷⁾などだ。平和を達成しようとしている者たちはそこにはいない。

Q: 現状は、主権と領土を持つ国民国家というシステムの破綻であるとみなせるとも考えるが、これについてはどう思うか。

A: PAは政府とはいえない。A・B・C地区に都合よく区分され、イスラエル軍がいつでも望んだときに入ってくる。そこに国家はない。支配しているのは誰か? 例えばラーマッラーに行くとき、何が必要か。イスラエルの許可だ。パレスチナの首相ですら、こちら [ヨルダン] に来るのにはイスラエルの許可が必要だ。国家の条件とは何か。国民、領土、政府、主権である。そのうち我々には領土、政府、主権が無い。

Q: 何もうまくいかないのは、イスラエルのせいとだけ考えてもよいのか。

A: イスラエルが望めば、[パレスチナ] 国家の樹立も可能だが、そうなるとは思えない。イスラエルやネタニヤフに対し、合意させるだけの圧力が必要だ。ネタニヤフはユダヤ人国家を目指しているが、その事実は国際的な圧力の形成には結びついていない。決定権を握っているのはイスラエルだ。そしてそのイスラエルが今後数年の間に何らかの形で和平を支持するとは思えない。イスラエルはこれまでも何度も裏切ってきた。例はいくらでもある。「アラブ・イニシアティブ」は、アラブ諸国がイスラエルを承認する代わりにパレスチナ国家を承認するというものだったが、拒否したのはイスラエルだった。そしてそのイスラエルに圧力をかけるものはいない。そんな状況でイスラエルが突然態度を変えるだろうか。彼らはその状況で満足なのだ。

Q: イスラーム主義者の動きについてはどう考えるか。

A: PLOが不能であることを知ったパレスチナ社会は別の物を求めた。それが当時はハマース³⁸⁾と [イスラミック・] ジハード³⁹⁾

36) エルサレム旧市街に位置するモスクで、イスラーム第3の聖地とみなされている。

37) いずれもイスラエル右派政治家の代表的人物。より詳しくはそれぞれ注 21, 28, 29 を参照。

だった。今、ハマースは衰え始めている。ハマースが力を失えば、おそらく民衆は新しい組織を生み出すことになるだろう。結局、パレスチナの権利を求め、そのための戦いを継続することこそが重要なのであって、問題はハマースかファタハか [イスラミック・] ジハードか、といったことではない。ファタハもシャアビーヤ [PFLP]⁴⁰ も試したが成功しなかった。今ハマースはどうか。成功すればよいが、そうは思えない。であれば、新しいものを生み出すことになるだろう。その後ろにあるものを実現するために。

Q: 自身にとっての「パレスチナ問題の解決」とはなにを意味するか。

A: もし自分が祖国を追われたら、権利を奪われた少数派として生きていくのか、あるいは抵抗するのか。なぜ住んでいた場所から追い出され、難民としてそれを外側から眺めていなければならないのか。これは理屈ではないのだ。もちろん帰還は簡単ではない。現状はそれを許さないが、自分の子が、孫が、それを求めて闘い続けるだろう。ユダヤ人は2000年も前に追放され、やがて我々がいる土地にやってきた。我々はたかが50年、70年ほどだ。我々は帰還を忘れてはならない。自分自身の権利としてそうするのだ。これは国際法や境界線の問題ではなく、我々の存在の問題なのだ。

2. ガーズイー・アッ=サアディー氏 (実施日: 2016年9月6日 10:00~11:45)

Q: 自身の基本的な立場について、また二国家案による解決は可能かどうか、という点についてどう考えるか。

A: まず、何年か前に二国家解決を改めて唱えたのはイスラエル首相ベンヤミン・ネタニヤフであった。そしてパレスチナ人たちも、このテーマを歓迎した。しかしイスラエル側は西岸地区の土地の接収と、入植地の建設を止めることはなかった。これにより、パレスチナ国家建設と、それによる二国家案による解決を不可能にしてしまった。ネタニヤフが言うには、入植地はイスラエルの土地に建てているという。つまり、そうした土地は「イスラエルの土地」だというのだ。結果的に、国際的正当性、国際法、それらすべてを無視した。私の考えでは、イスラエル政府の政策が原因となって、二国家案の可能性は非常に小さくなってしまっている。

さらに言えば、もしネタニヤフがこの解決策を望んだとしても、彼にはできないだろう。なぜならイスラエル政府の近年の構造は、非常に右傾化しており、その中にはパレスチナ側との一切の合意に反対している政党が存在しているからである。同じように、リクード内部の議員や指導部の中にも、反対する者たちが存在している。それでネタニヤフはどうやってその解決策を実現できるというのか。私の見方では、近い将来においてはパレスチナ問題の解決はあり得ないだろう。世界の諸国がパレスチナ側に立ち、安保理決議の採択

38) 注 27 を参照。

39) 「イスラーム聖戦」「イスラーム聖戦機構」などとも呼ばれる。ムスリム同胞団出身のファトヒー・アッ=シャカーキーによって1970年代に設立されたイスラーム主義政党、武装組織。イスラエルに対しては一貫して強硬姿勢をとってきた。

40) 日本語ではパレスチナ解放人民戦線 (Popular Front for the Liberation of Palestine) と呼ばれる。アラビア語での正式名称は al-Jabha as-Sha'biya li Tahrir Filastin であることから、シャアビーヤとも通称される。1967年にマルクス・レーニン主義者のジョルジュ・ハバシュによって設立された政党、武装組織。対イスラエル姿勢においては強硬派。

を後押し、国際法に基づいた解決策の実施をイスラエルに義務付けることなしには、時間の無駄になる。

Q：パレスチナ側には、問題の原因は見いだされるか？

A：はっきりいって、ない。彼らは二国家解決を歓迎していたのだ。もちろん、イスラエルにおいても議論が存在している。全てのイスラエル人が、右派のように反対しているとは言わない。イスラエルにも、二国家解決に到達しない場合、一国家になるだとうと認識している分子が存在している。そしてそれ[一国家案]というのは、イスラエルが望んでいないものでもある。なぜならそれは、イスラエルのユダヤ性を消滅させるものだからである。そうした議論はいくつか存在している。何日か前に、イスラエルの思想家たち、元政治家たち、また元軍人たちによるイニシアティブについて読んだ。西岸地区での自決権のための、公式の民族的な自治の開始措置を訴えるものだ。私は、もしイスラエル人に対して「解決に反対か、賛成か」という質問が投げかけられたなら、多くのイスラエル人が賛成と答えることになると見ている。なぜなら彼らもまた、終わりのない危機——すなわちそれは政治的、社会的、あるいは安全保障上の危機など様々だが——を生き延びているからである。つまり、イスラエル右派政権の立場と、国民の立場には違いが生じているのだ。

Q：しかし、イスラーム主義者は基本的には二国家案に反対の姿勢だったのでは？

A：それは正確ではない。実際にはハマースは何度も西岸地区とガザにおけるパレスチナ国家樹立を支持することを宣言している。しかし和平というテーマからは避け続けている。つまり、国家は欲しいがイスラエルとの平和は望まないということだ。だが多くのパ

レスチナ人と指導部は二国家解決とイスラエルとの和平に賛成している。1993～94年のオスロ合意は、多くのパレスチナ人たちがそれを望んでいた証拠でもある。

Q：では二国家案実現の前にある障害は、イスラエルの政策であって、つまり入植地などの問題であるということか。

A：イスラエルの右派たちは、そのテーマ[解決案]のことをイデオロギーとして認識している。なぜならイスラエルの右派は、西岸地区をイスラエルの一部であるとみなしているからだ。その場合、解決とはどういうことになるのか。もし彼らが、それらの土地はユダヤ人の物であるということに執着しているなら、その中でいかにして解決など可能になるというのか。

自分の意見としては、解決とは3つの要素で成り立っている。1つ目は軍事だ。これは現在アラブには十分でないものである。2つ目はアメリカによる、また国際的な真の圧力である。これはイスラエルに、国際的に正当な決議に従うことを強制させるためである。そして3つ目は、イスラエル世論を変化させること、またイスラエル政治の勢力図を変えることである。

Q：アラブ統一リストが2015年のクネセツト（イスラエル議会）選挙において、議席数が第3位になったことはその変化と言えるか？

A：これは重要なことだ。たしかに左派政党や、アラブ政党が13の議席をクネセツトにおいて獲得した。しかし実際の国会運営においては、それらに影響力はない。なぜならそうした影響力とは、実行部のリーダーシップ、つまり、条件を与える側である政府からもたらされるものだからだ。だが重要なのは、アラブ系、左派、そしてイスラエル穏健派は、

世界に対してイスラエル政治の真実を明らかにし、それが制定した人種差別的な法律に挑戦したということ、さらに入植地建設や土地の収奪に反対するアピールを行ったことである。

我々が注目すべきは、ヨーロッパや世界中の、政府レベルであれ、民衆レベルであれ、国際的な世論が、何十年か前と比べて現在はそれほどイスラエルを支持していない、ということである。国家レベルでも民衆レベルでも、イスラエルに対する同情は衰えており、パレスチナ問題に対する同情が増しているということである。では、それをさらに拡大することが必要になる。また日々、アメリカやヨーロッパでのイスラエルの大学に対するボイコットや、西岸で製造された製品の不買運動などを耳にする。そうしたよいことが外には存在しているが、これはイスラエルの内部を変化させるものではなく、実行力が無いのである。

Q: これらのボイコットは右派がさらに右傾化する原因になると思われるが、これについてどう考えるか。

A: いや、ボイコットは強い武器だが、むしろイスラエルは現状その動きを受け止めきれなくなっていることが問題だ。より強いボイコットや、より強力な国際的圧力が必要である。

Q: 最近のインティファダについてはどう評価するか。

A: これにはポジティブな側面とネガティブな側面がある。ポジティブな側面としては、それがパレスチナ問題を内側で揺り動かすことになるという点がある。イスラエルは基本的にパレスチナ問題が「死んで」しまうことを望んでいるのであり、その意味では、インティファダによって活性化されるのは良いことだ。また同様に、イスラエルの内部をか

き回すことができる。しかしネガティブな点としては、その代償が大きすぎるということだ。軍はもはや、青年たちの手足を狙うだけでなく、確実に殺そうとして発砲しており、実際に死者も多く出ている。

Q: インティファダは圧力のひとつとなりうるのか。

A: たしかにこれは圧力を形成してはいる。しかし、積極的な効果を上げることはできないだろう。我々が望むのは占領の終結だが、これが占領を終結させることができるのか。もちろんノーだ。しかしインティファダによって期待できるのは、イスラエル内部をかき乱し、またパレスチナ問題が隠匿された問題ではなく、現在進行形であることを示すということである。

Q: では、一国家案についてはどう考えるか。

A: 我々はパレスチナ人として、その可能性についても考慮していかなければならないだろう。しかし、イスラエルの大部分は、二民族による一国家を望んではいない。彼らはユダヤ人国家を望んでいるのであり、一国家というものはそのシオニズムの大願を破壊するものだからである。となると、このテーマというのは、単に議論やシミュレーションのためのものに過ぎない。現状においては、全く現実的ではない。スローガン、あるいは議論がそれとして存在するだけのものなのだ。なぜ現実的ではないのか。ひとえにそれは、大部分のイスラエル人が望んでいないから、ということに他ならない。これはシオニズムの計画と完全に矛盾するのだ。

Q: アカデミアにおいて、特にイスラエル人の中からも、一国家案の提唱者が現れているが、彼らの影響力についてはどう考えるか。

A：影響力は少ない。イスラエル人のそうした提唱者たち、また政党、つまり左派の立場は、そうしたメッセージをイスラエル指導部、つまり右派政権に投げかけることによって、もしパレスチナ国家の樹立がなされず、占領が終結しないのなら、二民族一国家にならざるを得なくなる、と言う事実を圧力として用いているのだ。当然イスラエル政府はパレスチナ系アラブ人がマジョリティとなるような一国家など、望んではいないのだ。すなわち一国家案というものはイスラエル政党の内部で行われる議論、シミュレーションに過ぎない。

Q：現時点での個人的な意見として、どういった解決を支持するか。

A：自分は、東エルサレムを首都とした独立パレスチナ国家の樹立、そしてイスラエルとの恒久的な和平を締結するという解決策を支持する。なぜなら、パレスチナ問題の解決なしには、ユダヤ人とアラブ人との本質的な意味での共存が達成されることはないだろうからだ。先にそれが解決されない限り、緊張が解けることはない。西岸とガザだけでなく、1948年地域〔ほぼ現在のイスラエル領を指す〕においてすらそうなのだ。

Q：一部の有識者たちが「解決策は無い」と発言している現状については、どう考えるか。

A：当然、そうするだけの理由はある。それはイスラエル政策である。イスラエルが全ての解決の扉を閉じたのだ。これまで、PLOとイスラエル政府との間にいくつもの合意が存在してきた。しかしイスラエルはそれらを尊重してきたか？ しなかったではないか。それはつまり、イスラエルこそが全ての解決の扉を閉じたということではないか。イスラエルが、パレスチナ人を過激化に追いやっているのだ。解決の不在が、パレスチナを過激化に追いやっている。パレスチナ人はそもそも

も平和を求めている。これは確かだ。パレスチナ人の要求、特にマフムード・アッパースによって宣言されているそれとは、占領の終結、そして67年境界線に基づく解決である。またアラブ・ピース・イニシアティブにおいて合意された難民問題に対する解決である。加えて、東エルサレムをパレスチナ国家の首都とすることだ。

イスラエルがただパワーにのみ基づいて行動していることも問題だ。イスラエルの立場は国際法に則ったものでもなく、その他国際的に正当性のある決議に則っているわけではない。安保理はイスラエルの入植地建設に反対する決議を採択してきた。しかしイスラエルはこの決議を聞き入れたか？ しなかったではないか。

Q：PAやPLO、ハマースなどの組織に、現状を変える力はあるか。

A：答えは「ノー」だ。先述の通り、3つの要素が必要とされる。ひとつは軍事力。当然、戦争をする必要はない。しかしイスラエルが脅威として認識するレベルのものが必要だ。あるいは国際的圧力、またはイスラエル政治の勢力図の変革である。

Q：ただイスラエルの変化を待つしかないのか。

A：現在のイスラエル政府は現状が続くことを望んでいる。入植地の建設、土地の収奪などの継続がそれだ。論理的にそうだと推察される、というレベルのものではなく、実際にそうしているのだ。

Q：インティファダなどは、占領の継続に対して口実を与えることにならないか。

A：彼らはもはや口実すら必要とはしていない。そもそも彼らはシオニズムというイデオ

ロギーに則ってそれを行うのであり、国際法や国際的な正当性に則ってやっているわけではないからだ。イスラエルは現状、パレスチナ人の民族自決権を承認してはいない。

Q: 双方の平和活動家や平和組織などの動きについてはどう考えるか。

A: ピース・ナウ⁴¹⁾ や左派政党など、確かにそれらはよいものだ。しかし結果には結びつかないだろう。単にそれは圧力を形成する手法の一つ、あるいは世界の世論の中でイスラエルの横暴を暴き出す手段でしかない。

それから、例えばエジプトとイスラエルは和平条約を結んでいる。締結からおよそ40年経過した。だが、イスラエル人とエジプト人の間に、和解と共存は存在するだろうか？無いだろう。その理由は、パレスチナ問題である。パレスチナ問題が解決されれば、関係が変化する可能性はあるだろうが。

Q: 例えばアメリカなどに在住のパレスチナ人は比較的多数が一国家案を支持しているように見えるが、それについてはどう考えるか。

A: 一国家案というのは、まだ「提案」ではない。中身は空っぽだ。なぜならイスラエルは絶対的にそれを受け入れたりしないからだ。それは単にシミュレーションと議論のためのものに過ぎない。先述の通り、イスラエルに圧力をかけるためのものに過ぎない。労働党、メレッツ、アラブ政党など、中道から左派の政党がこれを、「占領終結を認めないなら、いいだろう、ならば一国家となるが、それでもいいのか？」というふうに用いるのだ。しかし現行の政府は絶対にそれを認めたりしない。実際には世界中の大部分のパレスチナ人は、国家樹立を望んでいるだろうというのが私の見方だ。

Q: 政治的な和平交渉のプロセスに、解決の糸口は見出せるか。あるいは別のアプローチがあるか。

A: 現状においては、政治や軍事といった手法には可能性はないというのが実際のところだろう。他の手法があるとすれば、民間レベルの抵抗である。小規模なインティファダなどに代表される抵抗運動は、主題を「動かす」こと、またイスラエル内部をかき回すことに効果がある。

しかし……あなたも誰かこのテーマについてしゃべったりすることもあるだろう。そして、こんな抵抗活動が、あんな抵抗活動が……という話を耳にするだろうが、一体そうしたものの実体がどこにあるというのか。残念ではあるが、率直に、そう言わざるを得ない。

Q: 難民問題についてはどう考えるか。

A: 難民問題は非常に難しい。これまで述べてきたような解決策においては……あるいは解決策はないのかもしれない。簡単な考え方としては、もしパレスチナ国家が樹立されれば、そこに帰還できる、ということだろう。さらに、西岸地区とガザに加え、ごく一部の1948年地域が交換される可能性も残されている。

Q: 個人的な意見としては、パレスチナ問題の解決とはどのように達成されると考えるか。

A: 占領の終結と、東エルサレムを首都とし、1967年境界線に基づいたパレスチナ国家の樹立によってである。難民問題の解決は、サウジ・イニシアティブに則って行われるのがよい。そしてイスラエルと和平条約を結ぶことだ。

41) 主に二国家案に基づくパレスチナとの平和共存を主張するイスラエル系 NGO。1978年に設立された。

Q：今後、オスロ合意やロードマップ提案のようなものが新しく生まれると思われるが、どのような問題解決が行われていくと考えるか。

A：パレスチナの立場として求めているのは、完全な解決、である。部分的な解決ではない。イスラエルは西岸地区の一部における一時的な国家樹立にすら反対した。それでも我々は全ての問題に対する解決を求めていかなければならないだろう。

3. ジャワード・アル＝ハマド氏

(実施日：2016年9月6日 12:00～14:45)

Q：問題の現状についてどう見るか。「ナイフのインティファダ」（と呼ばれることもある最近の草の根的抵抗運動）についてはどう評価するか。

A：実のところ、民衆は占領に対して疲弊しきっている。状況としては、確かに闘争中ではあるのだが。その意味とは、民衆は占領から解放されるための試みとして、考え得るあらゆる手法をやりつくしてきたということだ。それは市民的なものから、政治的なもの、また特には軍事的な衝突まで様々だ。1948年からずっと続いてきたものでもある。エルサレム・インティファダ [あるいはナイフ・インティファダ] と名付けられた近年のインティファダでは、パレスチナ人の行動としては新しく、軍事的な性格よりも、市民的な性格が強い。これを市民的インティファダと呼んでいるが、その手法には平和的な政治的手法によって国際社会の意識を変えさせるといったことから、武器を取って入植者や軍と戦うことまで様々なものが含意される。

Q：インティファダの目的は変わらないといえるか。あるいは別の目的が加わってきた

とみられるか。

A：もともとそれは「反応」として起こるのであって、本質はいつも変わらないだろう。占領という行為があるから、反応が起こる。占領行為や、入植活動。準軍隊のようなもの、すなわち入植者の存在も大きい。これは国際法的にも軍事的な占領とみなされる。そしてその占領を終結するためにも、武力を用いる。それと同時に、平和的な手法にも訴えることで、国際世論も変わる。ともかく、エルサレムで起こっていることはあくまで「反応」なのだ。アクサーの閉鎖や、エルサレムのユダヤ化に対する反応である。だが、そうしたものの [閉鎖やユダヤ化] の阻止や、あるいは入植者の非武装化などについて、イスラエルは何も行わなかった。

Q：提案されてきた諸解決案についてはどう考えるか。

A：歴史的な経験と詳細な検討の中で、最後に残された選択肢が二国家案だ。しかしながら、第一に、イスラエルは戦略として、パレスチナ国家がたとえ非武装化されたものになるとしても、それを認めていない。第二に、イスラエルが行った入植の結果、南アフリカのように、パレスチナはカントン（小郡）の寄せ集めと化した。そうした西岸やエルサレムの入植者たちとの包括的な干渉によって、現状のままではパレスチナ国家樹立、すなわち二国家案は不可能である。

これに基づいて、イスラエル側は「地上の現実」がそれを許さないのだ、と言うようになった。ブッシュやクリントンの提案の中でも、地上の現実を考慮に入れるよう述べていた。つまり占領が継続しており、パレスチナ国家は事実として存在していないのが現実なのであるが、それを作ったのはイスラエルではないか。

またその中では「一体性を持った国家」

(al-dawla al-muttaṣila) という用語も用いられる。なぜそんなことが言われるのか。当然、パレスチナが一体性を失っているからだ。この問題の影響は非常に大きい。

加えて、イスラエルがエルサレムを永遠の首都とみなす決議を採択し、パレスチナ側に譲る気配がないことも問題である。そうしたことと思うと、イスラエル側はパレスチナ国家との共存可能性などほとんど考えていないといえるだろう。

次に、オスロ合意など、少なくない数の計画が提示してきた二国家案だが、これらはパレスチナ国家の樹立について確定的なことは一言も明言していない。これは大きな問題だ。またオスロ以降の計画の全てが、オスロの枠組み内にあることも考慮しなければならない。様々な名称の合意案があるものの、それらはオスロの実行について改めて述べているに過ぎない。そして現在まで、両者はそのごく一部しか実行していない。その状態の中で、加えてどんな合意を期待することができるのか。またそうした過程の中で提案されたロードマップでは、詳細な実行スケジュールが組まれたが、2年間のプロセスの最後には、暫定的な境界線に基づくパレスチナ国家を樹立し、国連に加盟し、その後で恒久的国家樹立に関する交渉が行われるものとしていた。しかし当然のごとく、それは起こらなかった。

イスラエルは、この内容に合意していた。想像してみてもほしい。パレスチナも合意したが、何も成し遂げられなかった。両者が形式上は合意したにもかかわらず、だ。このような二国家案とは非常に不明瞭なもので、真面目に検討中されているものではないのだ。今では議論すらされていない。これは重要なことだ。

同時にこの計画は、いくつもの危険なポイントを抱えている。まずは「生存可能な国家」(dawla qābila li-l-ḥayāt) という表現だ。その意味するところとは何なのか。例えば独自の軍隊を持つことなどがそうだろうか。しか

しイスラエルは当然これに反対し、非武装化されたパレスチナを要求している。イスラエルという武装国家に囲まれ、どうしてそんな非武装国家が「生存可能」だと言えるのか。またコミュニケーションや流通の分野も同じだ。これは現状、完全に独立したものではなく、共通のネットワークを持っている。イスラエルの製品にも依存している。経済の連続性、治安維持の問題、水の問題なども同じだ。分離壁の問題もある。現在イスラエルはそれをヨルダン国境付近にまで広げようとしている。国際刑事裁判所は違法であるとしたが、当然イスラエルは無視している。

また問題は先ほどのように、「イスラエル国家」と「生存可能なパレスチナ国家」の二国家として議論が進む点にもある。なぜ「対等な二国家」とならないのか。武器、経済、アイデンティティ、国民を持った対等な二国家に。そもそも、二国家案とは「計画」(mashrū‘)ではなく、ブッシュらの「思想」(‘afkār) だったものが、やがてアカデミアも巻き込まれるようになっていったのだ。そしてこの計画というのは、イスラエルの入植地を存続させておくためのものなのである。

こうした全てのことは、二国家案の外側に追いやられている。今日においては話し合いの対象にすらなっていない。両者が大枠での合意の後、詳細を模索してみたが、結局のところ、最終的な解決策に関する話し合いは全く持たれない。全ての交渉は細部に関するもの、つまり部分的なものや、この地域やあの地域をどうする、といった種類のものか、あるいは一般的な思想に関するものにすぎない。調整や締結といったプロセスが踏まれるものとは異なる。他の試みもあったが、こうして和平プロセスは真に存在するとは思えず、終わりの見えないものになった。そして占領終結という希望も、このプロセスに翻弄されることとなった。結果、交渉は頓挫し、オスロ合意も失敗した。

今日における自然な解決とは、国連安保理

決議 242 号を実行し、西岸地区の全て、陸海空において入植者と軍が撤退し、パレスチナ人が民族自決権を行使すること。加えて難民が 1991 年の決議に則って帰還することだ。しかし現状、実現は難しい。それが政治的テーマの難しさというものだ。

Q：一国家案についてはどう考えるか。

A：一国家案はまだ「計画」(mashrū‘) ではなく、単なる「アイディア」(fikra) にすぎない。しかも非常にエリート主義的なものだ。イスラエル内のパレスチナ人たち、たとえばアズミー・ビシャーラ⁴²⁾などが提唱している。イスラエルはこれに対して完全に反対している。それどころか、近年のイスラエルでは国家の「ユダヤ性」が盛んに議論されている。クネセット（イスラエル議会）や政党、政府、はては世論やメディアにおいても、議論のテーブルには乗っていない。閉じた思考であり、現状に則してもいない。

今日話題に上るのは占領の終結に関するもので、ナショナリズムや国家の希求といった問題ではないのだ。そうした議論は事実上崩壊してしまった。1974 年以前のパレスチナ、つまり 40 年前までは、全ての民族を包括した民主的単一国家を求めたこともあった。しかしイスラエルは完全にこれを拒否した。しかもこの計画は、そもそもイスラエル内部の空気や世論において可能性が薄かっただけでなく、これを模索する何らの政治的行動も行われなかったのだ。その意味とは、これは選択肢には入らないということに他ならない。

今日の唯一の選択肢は、二国家解決か、占領の終結と自決権の行使が認められることである。軍事力によってか、あるいは国際的圧力によってか、国連決議の実行によってか、いずれかによって行われることに期待するし

かない。

Q：二国家となった場合、難民は西岸とガザに帰還することが可能と考えるか。

A：一体性を持ったパレスチナ国家樹立に際しては、イスラエルの提案においては、当然その周囲には入植地や軍隊が存在することになるだろうが、難民に関してはパレスチナ国籍が与えられると考えられている。訪問や行き来の権利は当然与えられるだろう。だが、西岸やガザにおける国家、アイデンティティ、それらすべてはイスラエルの合意なしには実現しようがない。占領そのものに対しても同じだ。全世界が、それは違法な占領であり、終結しなければならないと合意すれば、国連決議なりによって国際的正当性が成立する。

現在は、国際的な決議によって、彼ら難民には帰還する権利があるとされている。ではその実行はいかになされるのか。もし、占領終結の後で、パレスチナ国家とイスラエル国家の間での和平合意が締結されたならば、難民たちの帰還が整備されることになるだろう。

だれしも、「外」に強制的に住まわされていることをよしとはしない。彼らには土地と家があり、望んだときに帰ることができなければならない。イスラエルも国際社会も、どの難民は帰還できてどの難民はできない、といったことを勝手に決めることはできない。世界中のどこに住んでいようが、パレスチナ人が強く執着しているのは、このことなのだ。それは、世代を超えても変わらない。

Q：問題解決のうえでの第一の優先事項とは何か。

A：それは占領の終結だ。次に入植地と軍の撤退。ここまでのことが、自然で、国際的な

42) 1956 年ナザレ生まれの元政治家、政治活動家、作家。キリスト教徒。イスラエル市民権を持つパレスチナ人として、クネセット（イスラエル議会）において活動してきたが、2007 年には議員を辞職し、現在はカタールに在住しながら研究・文筆活動を行っている。

正当性を持ち、公平でもあり、国連安保理においても確認されていることなのだ。

Q: 二国家案以外の代替案についてはどう考えるか。

A: 他のいかなる案も成功することはないだろう。これまでいくつもの解決策が提案されてきたが、何十年の間それが成功することにはなかった。しかしだからといって、同じものに執着するのは時間の無駄だ。パレスチナ人は占領終結のためにあらゆる方法でもって戦いを続けるだろう。

Q: しかし二国家案の困難さについても語っていたはずだが。

A: 確かに、それは実際には存在していないともいえるレベルのものだ。そもそも計画というよりアイデアでしかない。現在はそれを実行するにあたっては重大な欠陥が存在しているのが事実だ。

Q: そうなると我々にできることは何か。頼れる主体は存在するか。

A: 闘うことだ。西岸やガザ、その他すべてにおいて占領と戦うこと。政治、教育、健康、パレスチナ社会の建設とそれを維持すること。そして帰還権を常に強調しこれに執着すること。また西岸やガザにおいて市民的闘争を続けることだ。現状、それしか我々にできることはない。PA やハマースに任せていても突破口が見出せるとは思えない。自分たちが行動しなければならぬのだ。国際社会も、もしこの状況を問題だと感じ、イスラエルに圧力を行使するならばなおよい。単純なことだ。しかし実際には人々はそれを望んでいないようだ……。自分を犠牲にする覚悟があるか？ 例えば私の知る占領地の大学教授は、60~70歳の老体で、6時間もかけて

大学に向かっている。同じことがどこでも起こっている。ヘブロンでは入植者たちが日常的に反パレスチナ人的な行動を行っている。例えばヘブロンは H1 と H2 に分割されているが、ここではユダヤ教の祭日のために 10 日以上ムスリムが礼拝を禁じられるといったことが起こっている。理屈で説明できる話ではない。アクサーでの礼拝などについても、同じような事例が数多く存在する。

そんな中我々がすべきは、パレスチナ社会を、占領を終結させるために統一すること、また教育や健康など内部を堅牢にすること、そして西岸とガザから離れないことだ。統一性を保ち、そして強固につながっていることが重要だと思う。

引用文献

- Abunimah, Ali. 2007. *One Country: A Bold Proposal to End the Israeli-Palestinian Impasse*. New York: Picador Paper.
- Abū Sitta, Salmān. 2012. "al-Muḥaddidāt al-juḡhrāfiya wa-l-dimḡhrāfiya li-daula wāḡida." *Ḥall ad-daula al-wāḡida li-ṣ-ṣirā' al-'arabi - al-isrā'ili balad wāḡid li-kull muwāṭinihi* (Ḥāni A Fāris, ed.), 233–264, Beirut: Markaz Dirāsāt al-Wāḡda al-'Arabiya.
- Arnaud, Marek. 2003. "The Israeli-Palestinian conflict: is there a way out?" *Australian Journal of International Affairs*, 57(2): 243–251.
- Avesar, Josef. 2007. "The Israeli-Palestinian Confederation Proposal." *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics & Culture*, 14(2): 52–57.
- Avnery, Uri. 1999. "A Binational State? God Forbid!" *Journal of Palestine Studies*, 28(4): 55–60.
- Baraka, Mohammad. 2005. "Between the One-State and the Two-State Solution: Independence is Not a Luxury, it is a Necessity." *Al-Majdal*, 28: 20–23.
- Brand, Laurie A. 1995. "Palestinians and Jordanians: A Crisis of Identity." *Journal of Palestine Studies*, 24(4): 46–61.
- Center for Strategic Studies (CSS), University of Jordan. 1996. *The Jordanian–Palestinian Relationship: The Domestic Dimension*. The University of Jordan Printing Press.
- Cerroni-Long, E. L. 2009. *Insider Anthropology*. John Wiley & Sons.

- Clarke, Colin P. 2009. "Division by Addition: Why a Three-State Solution Is Better Than Two." *Journal of Public and International Affairs*, 20: 149–152.
- Deets, Stephen. 2017. "Israel, Palestine and Nonterritorial Governance: A Reconfigured Status Quo." *Middle East Policy*, 24(1): 108–128.
- Department of Statistics (DOS), Jordan. 2006. "Table (6): Population of the Kingdom." (http://jorinfo.dos.gov.jo/PXWeb2014R2/Table.aspx?layout=tableViewLayout2&px_tableid=Table%206.px&px_path=Population%20and%20Housing___Demographic%20Statistics&px_language=en&px_db=Population%20and%20Housing&rxid=d8467649-5faf-4b4c-8c29-f629d95a188e, 2019年11月19日最終確認)
- . 2016. "Table (6): Population of the Kingdom." (http://jorinfo.dos.gov.jo/PXWeb2014R2/Table.aspx?layout=tableViewLayout2&px_tableid=Table%206.px&px_path=Population%20and%20Housing___Demographic%20Statistics&px_language=en&px_db=Population%20and%20Housing&rxid=d8467649-5faf-4b4c-8c29-f629d95a188e, 2019年11月19日最終確認)
- Elazar, Daniel J. 1991. *Two Peoples... One Land: Federal Solutions for Israel, the Palestinians, and Jordan*. Lanham, Md: University Press of America.
- Fāris, Hāni A. (ed.). 2012. *Ḥall ad-daula al-wāḥida li-ṣ-ṣirā' al-'arabī - al-isrā'īlī: balad wāḥid li-kull muwāḥiḥi*. Beirut: Markaz Dirāsāt al-Waḥda al-'Arabiya.
- Farsakh, Leila. 2013. "Economic Prospects for a One-State Solution in Palestine-Israel." *Holy Land Studies*, 12(2): 119–140.
- Ferrero, Christopher J. 2014. "Sidelineing the Hardliners: A 2+1 Solution for Israel-Palestine." *Digest of Middle East Studies*, 23(1): 128–155.
- Gandolfo, Luisa. 2012. *Palestinians in Jordan: The Politics of Identity*. London ; New York: I.B. Tauris.
- Ghanem, As'ad. 2007. "Cooperation Instead of Separation: The One-State Solution to Promote Israeli-Palestinian Peace." *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics & Culture*, 14(2): 13–19.
- . 2009. "The Bi-National State Solution." *Israel Studies*, 14(2): 120–133.
- Ghanim, Honaida. 2016. "Between Two "One-State" Solutions: The Dialectics of Liberation and Defeat in the Palestinian National Enterprise." *Constellations*, 23(3): 340–350.
- Habib, Sama. 2016. "Too Late for Two States: The Benefits of Pivoting to a One-State Solution for Israel and Palestine." *Journal of International Affairs*, 69(2): 193–203.
- Al-Ḥamad, Jawād. 2011. "Kalimāt al-iftitāḥ." *Mustaqbal wa-sināriwūhāt aṣ-ṣirā' al-'arabī - al-isrā'īlī* (Aḥmad Al-Burṣān, Nizām Barakāt, and Abd al-Fattāḥ Al-Rashdān, eds.), 869–874, Amman: Markaz Dirāsāt as-Sharq al-Ausat.
- Hermann, Tamar. 2005. "The bi-national idea in Israel/Palestine: past and present." *Nations and Nationalism*, 11(3): 381–401.
- Hilal, Jamil. 2007. *Where Now for Palestine?: The Demise of the Two-State Solution*. New York: Zed Books.
- Hirschfeld, Yair. 2016. *An Israeli-Palestinian confederation: a viable alternative for the "two states solution"?* Netanya: S. Daniel Abraham Center for Strategic Dialogue.
- Hoffman, Gil. February 16, 2017. "Huge majority opposes one-state solution between Israel, Palestinians." *Jerusalem Post*. (<http://www.jpost.com/Arab-Israeli-Conflict/Huge-majority-opposes-one-state-solution-481801>, 2019年11月19日最終確認)
- Inbar, Efraim. 2009. "The Rise and Demise of the Two-State Paradigm." *Orbis*, 53(2): 265–283.
- Jones, Delmos. 1970. "Towards a Native Anthropology." *Human Organization*, 29(4): 251–259.
- Judt, Tony. 2003. "Israel: The Alternative." *The New York Review of Books*. (<http://www.nybooks.com/articles/2003/10/23/israel-the-alternative/>, 2019年11月19日最終確認)
- Karmi, Ghada. May 30, 2008. "A one-state solution for Palestinians and Israelis." *Christian Science Monitor*. (<https://www.csmonitor.com/Commentary/Opinion/2008/0530/p09s02-coop.html>, 2019年11月19日最終確認)
- Levy Commission. 2012. *The Levy Commission Report on the Legal Status of Building in Judea and Samaria*. (Ruchie Avital, Trans.). (<https://israelipalestinian.procon.org/sourcefiles/The-Levy-Commission-Report-on-the-Legal-Status-of-Building-in-Judea-and-Samaria.pdf>, 2019年11月19日最終確認)
- Liel, Alon. 2017. "UN Security Council Resolution 2334: An Important Lease on Life for the Two-State Solution." *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics & Culture*, 22(2/3): 78–

- 84.
- Morris, Benny. 2009. *One State, Two States: Resolving the Israel/Palestine Conflict*. New Haven: Yale University Press.
- Nawfal, Ahmad. 2011. "Khiyārāt al-aṭrāf wa-badā' ilihā." *Mustaqbal wa-sinārīwūhāt aṣ-ṣirā' al-'arabī - al-isrā'īlī* (Ahmad Al-Burṣān, Niẓām Barakāt, and Abd al-Fattāh Al-Rashdān, eds.), 831–862, Amman: Markaz Dirāsāt as-Sharq al-Ausaṭ.
- Palestinian Central Bureau of Statistics (PCBS). 2006. "Palestinians at the End of Year 2006." (https://www.pcbs.gov.ps/Portals/_pcbs/PressRelease/end_year06c.pdf, 2019年11月19日最終確認)
- . 2015. "Palestinians at the End of 2015." (<http://www.pcbs.gov.ps/site/512/default.aspx?tabID=512&lang=en&ItemID=1566&mid=3171&wversion=Staging>, 2019年11月19日最終確認)
- Palestinian Center for Polling and Survey Research (PCPSR). 2016. "Palestinian Public Opinion Poll No 59." (<http://www.pcpsr.org/en/node/636>, 2019年11月19日最終確認)
- PASSIA (Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs). 2014. "PLO vs. PA." PASSIA.
- Roi, Itamar. 2013. "The Younger Generation and the Two-State Solution." *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics & Culture*, 18(4): 72–75.
- Rumley, Grant, and Tibon, Amir. 2015. "The Death and Life of the Two-State Solution: How the Palestinians May Eventually Get Their State." *Foreign Affairs*, 94(4): 78–87.
- Said, Edward. 1999. "The One-State Solution." *The New York Times*. (<http://www.nytimes.com/1999/01/10/magazine/the-one-state-solution.html>, 2019年11月19日最終確認)
- As-Sa'dī, Ghāzī. 1985. *Majāzil wa mumārasāt 1936–1983: Min milaffāt al-irhāb as-sahyūnī fi filasṭīn*. Amman: Dār al-jalil li-n-nashr.
- Schenker, Hillel. 2014. "Is a two-state solution still possible? Nothing else is possible." *Palestine-Israel Journal of Politics, Economics & Culture*, 19(1/2): 134–144.
- Shikaki, Khalil. 2012. "The future of Israel-Palestine: a one-state reality in the making." *Norwegian Peacebuilding Resource Centre Reports*. (<http://www.miftah.org/Doc/Reports/2012/futureofisraelpalestine.pdf>, 2019年11月19日最終確認)
- Tamari, Salim. 2000. "The dubious lure of binationalism." *Journal of Palestine Studies*, 30(1): 83–87.
- The Electronic Intifada. 2007. "The One State Declaration." (<https://electronicintifada.net/content/one-state-declaration/793>, 2019年11月19日最終確認)
- Tilley, Virginia. 2010. *The One-State Solution: A Breakthrough for Peace in the Israeli-Palestinian Deadlock*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Unger, David C. 2002. "Maps of War, Maps of Peace Finding a Two-State Solution to the Israeli-Palestinian Question." *World Policy Journal*, 19(2): 1–12.
- Warschawski, Michel. 2004. *On The Border*. (Levi Laub, Trans.). Cambridge, MA: South End Press.
- Witkin, Nathan. 2011. "The Interspersed Nation-State System: A Two-State/One-Land Solution for the Israeli-Palestinian Conflict." *Middle East Journal*, 65(1): 31–54.
- Yorke, Valerie. 1990. "Imagining a Palestinian State: An International Security Plan." *International Affairs*, 66(1): 115–136.
- Zogby Research Services. 2017. "Sir Bani Yas Forum Public Opinion 2017." (<http://www.zogbyresearchservices.com/s/SBY2017-Final.pdf>, 2019年11月19日最終確認)
- Zurayq, Rā'if. 2014. *al-Qaḍīyah al-filasṭīniyah wa-ḥall al-dawla / al-dawlatayn*. Beirut: Mu'assasa ad-Dirāsāt al-Filasṭīniya.
- イェリネク, ゲオルグ 1976 『一般国家学』(芦部信喜訳) 学陽書房.
- 外務省 2018 『ヨルダン・ハシェミット王国基礎データ』(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jordan/data.html>, 2019年11月19日最終確認)
- 北川隆吉監修 佐藤守弘ほか編 1984 『現代社会学辞典』有信堂高文社.
- 北澤義之 1995 「パレスチナ人の帰属意識——ヨルダンの場合」『思想』850: 69–91.
- コンシャーパーク, ダン; アラミー, ダウド 2011 『双方の視点から描くパレスチナ/イスラエル紛争史』(白杵陽監訳) 岩波書店.
- 玉田大・水島朋則・山田卓平 2017 『国際法』有斐閣.
- 名嶋義直 2018 『批判的談話研究をはじめの』ひつじ書房.
- 奈良本英佑 2005 『パレスチナの歴史』明石書店.
- 錦田愛子 2010 『ディアスポラのパレスチナ人——「故郷(ワタン)」とナショナル・アイデンティティ』有信堂高文社.
- . 2012 「パレスチナ/イスラエル—国家案の再考: 国家像をめぐる議論の展開とシティズンシップ」『経済志林』79(4): 39–63.

- パペ, イラン 2018 『イスラエルに関する十の神話』(脇浜義明訳) 法政大学出版局.
- 早尾貴紀 2008 『ユダヤとイスラエルのあいだ—民族/国民のアボリア』青土社.
- 廣瀬陽子 2014 『未承認国家と覇権なき世界』NHK 出版.
- 藤田結子・北村文編 2013 『現代エスノグラフィ—新しいフィールドワークの理論と実践』新曜社.
- 丸山敬一 2003 『民族自決権の意義と限界』有信堂高文社.
- 山形英郎 2012 「二一世紀国際法における民族自決権の意義」『名古屋大学法政論集』245: 517-560.
- 吉川元 2009 『民族自決の果てに—マイノリティをめぐる国際安全保障』有信堂高文社.

採択決定日—2019年11月7日